

子ども未来部の概要

令和6年度(2024年度)版

函館市子ども未来部

目次

函館市の概況	1
子ども未来部機構	2～3
事務分掌	4～5
子ども未来部関係予算	6～8
附属機関・その他会議	9～15
所管施設の概要	16～17
函館市子ども条例	18
第2期函館市子ども・子育て支援事業計画	19～20
子育て支援	
1 子育て支援のための施策	21～25
2 女性・児童相談等	26～28
3 児童厚生施設	29～30
認定こども園・認可保育所・幼稚園・放課後児童クラブ	
1 認定こども園等利用状況	31～32
2 特別な保育の実施施設	33～36
3 令和6年度(2023年度)函館市保育料(3歳未満)	37
4 私立特定教育・保育施設に対する助成	38
5 認可外保育施設に対する助成	38
6 保育士等を確保するための取り組み	39
7 児童福祉施設に対する助成	40
8 地域放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要	40～41
青少年健全育成	
1 放課後子ども教室推進事業	42
2 街頭補導活動	42
3 有害図書等販売状況一斉立入調査	42
4 地域子ども交歓会への賞状の交付	43
5 青少年育成フォーラム	43
6 青少年活動表彰	43
7 青少年自立支援事業	44
8 子どもの居場所づくり推進事業	44
各種手当・助成	
1 各種手当制度	45～47
2 各種助成制度	48
ひとり親家庭に対する支援	
1 ひとり親家庭に対する支援策	49～57

母子の健康確保と増進

1 健康診査	58～61
2 健康相談	61～62
3 保健指導	62～65
4 療養援護	65～68
5 予防接種	69
6 マザーズ・サポート・ステーション事業	70
7 産後ケア事業	70

就学支援

1 奨学金制度	71
2 育英金制度	72
3 入学準備給付金制度	72
4 中学校卒業生入学準備等給付金制度	72

私学振興

1 私立学校運営助成費補助金	73
2 私立専修学校運営助成費補助金	73

施設整備

1 私立学校施設整備費補助金	74
2 児童福祉施設整備費補助金	74
3 社会福祉施設整備費等補助金	74
4 放課後児童クラブ施設整備事業費補助金	75

市内の児童福祉施設・幼稚園等の現状	76
-------------------	----

児童福祉施設・幼稚園等一覧	77～81
---------------	-------

函館市の概況

■位置

函館市は、北海道の渡島半島南東部に位置し、総面積677.87km²、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、気候は、積雪量も比較的少なく、温暖で恵まれた自然環境を有する生活しやすい地域です。特に、函館市民の憩いの場ともなっている函館山は、この地帯を北限とする杉をはじめ、動植物の宝庫であるため、学術的にも貴重で四季を通じて自然観察ができます。

■市勢

函館市は、安政6年(1859年)日米修好通商条約により、横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として海外に門戸を開き、以来積極的に外国の文化を取り入れることにより、国際色豊かな歴史と文化を育みながら、異国情緒豊かな街へと成長してきました。

開港を契機に、さらに北洋漁業の基地としての役割も加わり、東京以北最大の都市にまで発展しましたが、その後、地域を支えてきた北洋漁業の衰退や造船不況、青函連絡船の廃止、さらにはバブル経済の崩壊の影響などにより、本市の地域経済は長らく低迷していました。

しかし、平成16年12月に近隣4町村と合併し、平成17年10月には中核市に移行したほか、平成28年3月には北海道新幹線が開業し、まさに活気と賑わいが生まれ始め、地域経済の活性化や都市としてのブランド力などを生かしたまちの魅力の向上に重点的に取り組みながら、函館再生に向けたまちづくりを進めているところです。

子ども未来部は、関係部局から業務を集約して再編後、平成24年に新設されました。函館のすべての子どもの育ちを総合的に支援するため、妊娠から出産、乳幼児から青少年に至るまで、子どもの健康・生活・就園就学の支援など、子どもの育成や環境整備を行うとともに、医療費助成や各種手当への支給、奨学金制度等の運用による子育て支援を行うほか、DV相談や要保護児童対策など、さまざまな観点から子どもの育成と子育て支援に取り組んでいます。

1 位置と面積

面積 (令和4年4月1日現在)	位置(市役所を中心とする)		広ぼう	
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北
677.87km ²	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km

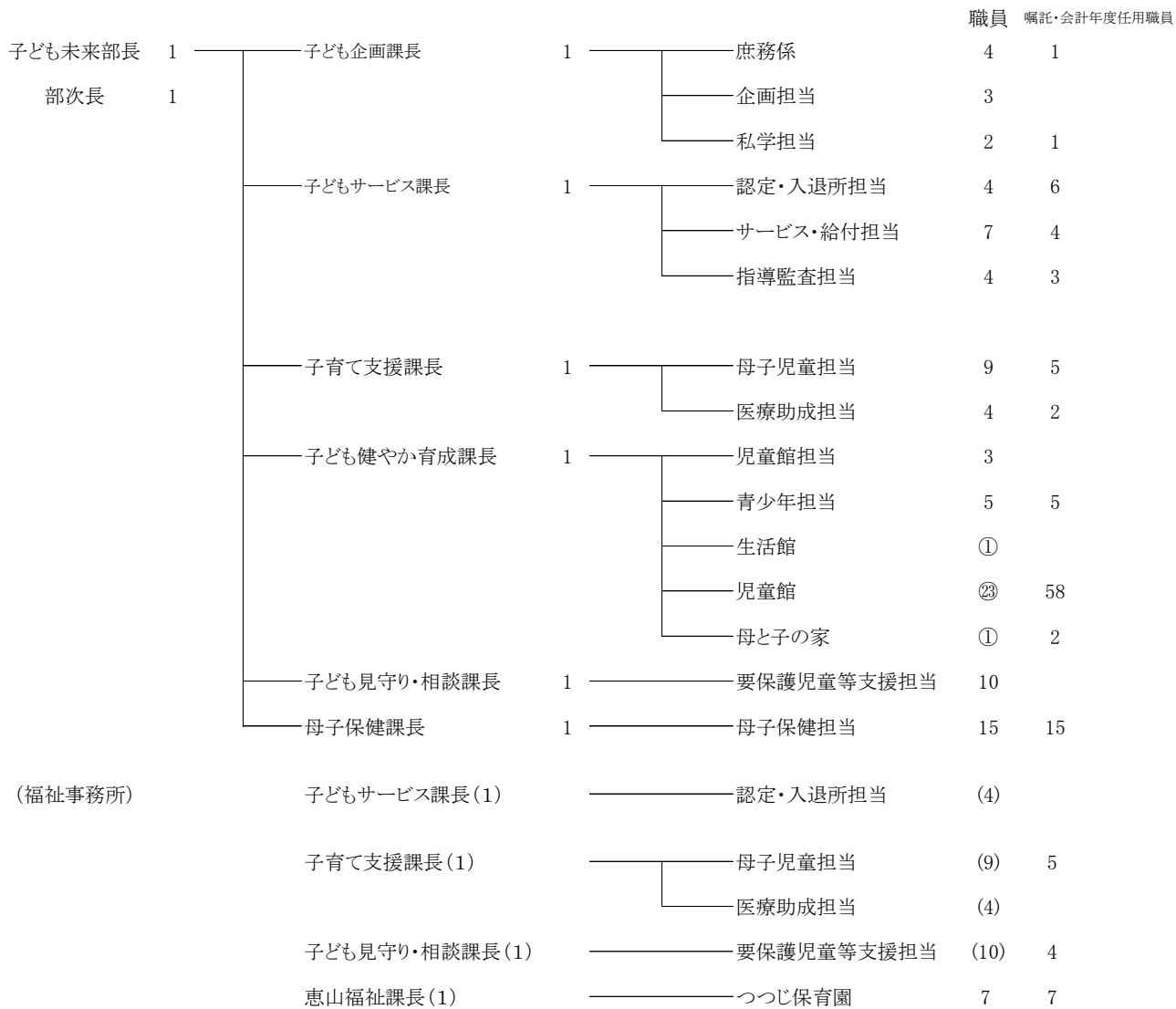
2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口		246,395人	242,464人	238,435人
	男	112,016人	110,367人	108,536人
	女	134,379人	132,097人	129,899人
世帯数		140,637世帯	139,798世帯	138,824世帯

子ども未来部機構

(令和6年6月1日現在 単位:人)



※ ()内数字は兼務職員数
 ※ ○内数字は施設数

(令和6年6月1日現在 単位:人)

部長	次長	課長	主査	係員	小計	嘱託・会計年度任用職員	計
1	1	6	22	55	85	118	203

職名別・職種別職員数

(令和6年6月1日現在 単位:人)

課・係 職 種	総 数	子 ども 未 来 部 長	子 ども 未 来 部 次 長	子ども 企画課			子ども サービス課					子育て 支援課		子ども 健やか 育成課			子ども 見守り・ 相談課		母子 保健課		福祉 事務所			
				計	庶 務 係	企 画 担 当	私 学 担 当	計	認 定 ・ 入 退 所 担 当	サ ー ビ ス ・ 給 付 担 当	指 導 監 査 担 当	計	母 子 児 童 担 当	医 療 助 成 担 当	計	児 童 館 担 当	青 少 年 担 当	計	要 保 護 児 童 等 支 援 担 当	計	母 子 保 健 担 当	計	つ つ じ 保 育 園	
職員総数	203	1	1	12	6	3	3	29	11	11	7	26	20	6	74	64	10	15	15	31	31	14	14	
職別	部 長	1	1																					
	次 長	1		1																				
	課 長	6			1	1		1	1			1	1		1	1		1	1	1	1			
	主 査	22			3	1	1	1	6	1	2	3	3	2	1	3	1	2	3	3	3	3	1	1
	一 般	55			6	3	2	1	9	3	5	1	10	7	3	5	2	3	7	7	12	12	6	6
	嘱 託	2																			1	1	1	1
	会計年度任用職員	116			2	1		1	13	6	4	3	12	10	2	65	60	5	4	4	14	14	6	6
種別	医 師	2																		1	1	1	1	
	保健師	18																3	3	15	15			
	助産師	1																		1	1			
	看護師	2																		2	2			
	臨床心理士	1																		1	1			
	管理栄養士	1						1		1														
	児童厚生員	59													59	59								
	保育士	9																				9	9	
	調理員	2																				2	2	
	清掃員	1														1	1							
	その他(事務系)	105	1	1	12	6	3	3	28	11	10	7	26	20	6	14	4	10	12	12	11	11	2	2

*表中の人数は実員

事務分掌

子ども未来部

子ども企画課

- (1) 子育て支援施策の企画および総合調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て会議に関すること。
- (3) 私立学校に関すること。
- (4) 奨学金, 育英金および入学準備金に関すること。
- (5) 奨学資金運営委員会に関すること。

庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関すること。

子どもサービス課

- (1) 子育て環境の整備に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園審議会に関すること。
- (3) 保育所および幼保連携型認定こども園の設置認可等ならびに地域型保育事業等の認可等に関すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付等および子育てのための施設等利用給付ならびに特定教育・保育施設等の確認等に関すること。
- (6) 認可外保育施設の届出等ならびに指導および監査に関すること。
- (7) 保育士等の研修に関すること。
- (8) 保育所保育料等の決定および徴収に関すること。
- (9) つつじ保育園の管理に関すること。

子育て支援課

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 配偶者等からの暴力の防止に関すること。
- (3) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
- (4) 子ども医療費助成に関すること。
- (5) 母子福祉資金等貸付金事業に関すること。
- (6) 遺児手当に関すること。
- (7) 母子生活支援施設および助産施設の設置認可等に関すること。
- (8) 母子生活支援施設および助産施設の運営指導に関すること。

子ども健やか育成課

- (1) 次世代育成支援に関すること。
- (2) 児童館に関すること。
- (3) 母と子の家および生活館に関すること。
- (4) 桔梗福祉交流センターに関すること。
- (5) 放課後子ども教室推進事業に関すること。
- (6) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (7) 青少年活動の推進に関すること。
- (8) 青少年補導センターに関すること。
- (9) その他子どもの健全育成に関すること。

子ども見守り・相談課

- (1) 要保護児童対策に関すること。

母子保健課

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 定期の予防接種(成人男性の風しん, インフルエンザ, 高齢者の肺炎球菌感染症および新型コロナウイルス感染症に係るものを除く)に関すること。
- (3) 児童福祉法に基づく療育および小児慢性特定疾病に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(育成医療に限る)に関すること。

福祉事務所

子どもサービス課

- (1) 認可保育所等の入所, 退所等に関すること。

子育て支援課

- (1) 母子家庭, 父子家庭および寡婦の福祉に関すること。
- (2) 児童扶養手当, 児童手当および子ども手当に関すること。
- (3) 母子生活支援施設および助産施設の入所および退所に関すること。
- (4) 母子・父子相談および女性相談に関すること。
- (5) その他母子および父子の福祉に関すること。

子ども見守り・相談課

- (1) 家庭児童相談に関すること。

恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項(子ども未来部関連抜粋)

- (1) 市立保育所等の入所, 退所等に関すること。
- (2) 児童, 母子家庭, 父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 児童扶養手当, 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当, 福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項(子ども未来部関連抜粋)

- (1) 認可保育所等の入所, 退所等に関すること。
- (2) 児童, 母子家庭, 父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 児童扶養手当, 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当, 福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

湯川福祉課・亀田福祉課・戸井福祉課・楯法華福祉課

各支所の所管区域内の次に掲げる事項(子ども未来部関連抜粋)

- (1) 児童, 母子家庭, 父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (2) 児童扶養手当, 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当, 福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

子ども未来部関係予算

1 各会計歳出予算一覧表

(1) 一般会計

(単位:千円)

科 目	令和6年度 当初予算額 A	財源内訳(令和6年度分)				令和5年度 当初予算額 B	増減 A-B
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他			
民生費	15,196,552	9,959,010	93,900	66,773	5,076,869	13,792,737	1,403,815
社会福祉費	2,767	2,035			732	2,923	△ 156
社会福祉総務費	50				50	50	
障害者福祉費	2,717	2,035			682	2,873	△ 156
子ども未来費	15,193,785	9,956,975	93,900	66,773	5,076,137	13,789,814	1,403,971
子ども未来総務費	484,430	188,970	85,600	7,907	201,953	340,845	143,585
子育て支援費	3,532,350	3,069,353		1,780	461,217	2,670,901	861,449
保育サービス費	7,580,877	5,352,907	8,300	47,614	2,172,056	7,299,093	281,784
子ども健全育成費	1,218,325	625,484		4,832	588,009	1,157,085	61,240
ひとり親家庭等支援費	1,606,055	568,820		1,514	1,035,721	1,599,290	6,765
子ども・ひとり親家庭等医療助成費	771,748	151,441		3,126	617,181	722,600	49,148
衛生費	672,181	139,499		3,335	529,347	711,503	△ 39,322
保健衛生費	672,181	139,499		3,335	529,347	711,503	△ 39,322
母子保健費	268,782	135,283		3,335	130,164	293,159	△ 24,377
感染症等予防費	403,399	4,216			399,183	418,344	△ 14,945
教育費	226,150			12,990	213,160	187,426	38,724
教育総務費	190,204				190,204	145,907	44,297
私立学校振興費	190,204				190,204	145,907	44,297
奨学費	33,546			10,590	22,956	39,119	△ 5,573
入学準備給付金	22,953				22,953	28,626	△ 5,673
奨学給付金	10,593			10,590	3	10,493	100
育英費	2,400			2,400		2,400	
子ども未来部関係予算 計	16,094,883	10,098,509	93,900	83,098	5,819,376	14,691,666	1,403,217
一般会計 計	143,270,000	41,221,231	5,818,200	11,682,085	84,548,484	139,100,000	4,170,000
子ども未来部関係予算の 一般会計予算に占める割合	11.2%	24.5%	1.6%	0.7%	6.9%	10.6%	—

(2) 奨学資金特別会計

(単位:千円)

科 目	令和6年度 当初予算額 A	財源内訳(令和6年度分)				令和5年度 当初予算額 B	増減 A-B
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他			
奨学費	5,474			552	4,922	7,593	△ 2,119
管理費	1,010			552	458	1,017	△ 7
奨学金	4,464				4,464	6,576	△ 2,112
合 計	5,474			552	4,922	7,593	△ 2,119

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

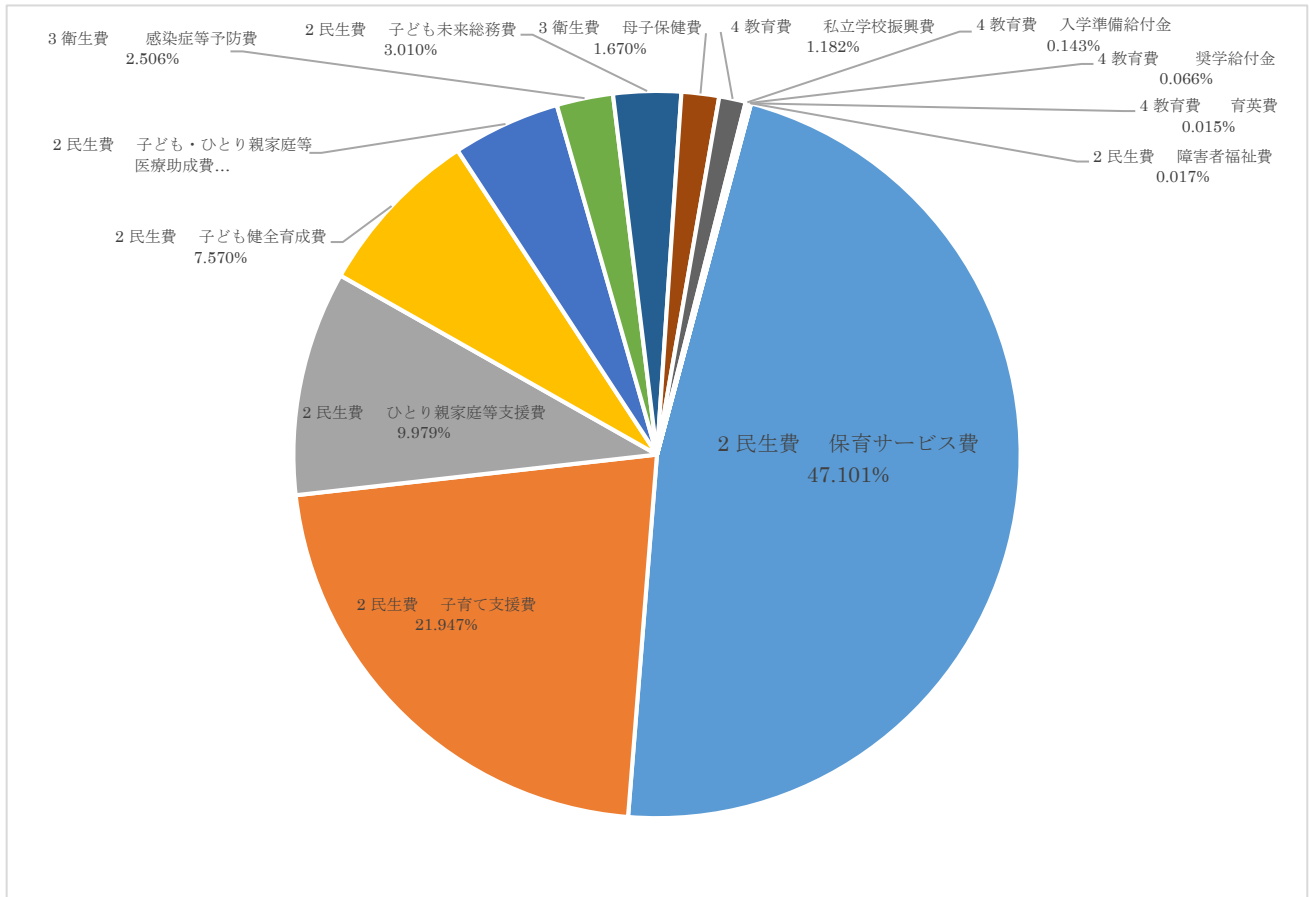
(単位:千円)

科 目	令和6年度 当初予算額 A	財源内訳(令和6年度分)				令和5年度 当初予算額 B	増減 A-B
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他			
貸付事業費	82,023			66,831	15,192	94,854	△ 12,831
一般会計繰出金						11,439	△ 11,439
合 計	82,023			66,831	15,192	106,293	△ 24,270

部局合計

(単位:千円)

科 目	令和6年度 当初予算額 A	財源内訳(令和5年度分)				令和5年度 当初予算額 B	増減 A-B
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他			
合 計	16,182,380	10,098,509	93,900	150,481	5,839,490	14,805,552	1,376,828



2 令和6年度 主要施策

(単位:千円)

項目	事業内容等	令和6年度 当初予算額
民生費		
子ども・子育て会議関係経費	函館市子ども計画策定に向け、各種協議・検討を行う	509
こども計画策定経費	函館市子ども計画の計画書作成および配布経費	1,600
子ども条例推進事業費	子ども条例の広報および啓発を実施	722
出生祝記念品事業費	出生時に函館市で住民登録した子どもがいる世帯に記念品として道南スギを使用した積み木を贈呈	7,949
小学校入学祝い金給付事業費	小学校または義務教育学校の前期課程へ入学する子どもがいる保護者に子ども1人につき10万円の祝金を支給する	137,051
地域子育て支援拠点事業費	子育てサロンを公立1か所、民間12か所に設置	102,030
ファミリー・サポート・センター事業費	仕事と子育てが両立できるよう子育てに関する相互援助を函館市社会福祉協議会に委託して実施	19,252
子育て支援隊関係経費	子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため、「子育て支援隊」が家庭を訪問	1,553
子育て支援短期利用事業費	保護者の疾病等の際に一時的な施設利用を実施	893
子育て支援トワイライトステイ事業費	夜間・休日、保護者が帰宅するまで、児童に対し生活指導や食事の提供を実施	242
子育てアプリ関係経費	スマートフォンを活用し、子育て支援に関する幅広い情報を提供	660
子ども家庭センター(児童福祉機能)事業費	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる場所として、「子どもなんでも相談110番」を設置するとともに、要保護児童対策調整機関として児童虐待への対応、虐待の未然・再発防止、児童虐待に対する意識啓発、を行うなど、子どもとその家庭等を対象にした支援に係る業務全般を行う	3,689
子育て世帯訪問支援事業費	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施	829
ヤングケアラー支援関係経費	ヤングケアラー支援マニュアルを作成するとともに、支援強化を進めるため、講演会・研修会等各種啓発活動を実施	1,220
女性相談関係経費	DV相談のほか、ストーカー被害や身近な人からの暴力被害など、女性に関わる相談体制の充実を図る	5,268
性暴力被害者支援関係経費	行政・警察・拠点病院等が連携して性暴力被害者を支援する「函館・道南SART」の相談支援窓口を設置するほか、予防教育や市民啓発を行う	7,767
配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金	DV被害者の保護から自立までの総合支援体制に対する一時保護施設等の家賃および就労支援講座等開催経費の助成を行う	2,000
児童手当	生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、高校生までの児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している方に手当の支給を行う	3,343,945
低年齢児保育対策事業費	3歳未満児が6人以上入所し、一定の基準を満たしている認可外保育施設に対し事業を委託	2,255
保育体制強化事業費補助金	清掃や給食の配膳などの保育に係る周辺業務に従事する「保育支援者」を雇用する保育所等に対し、経費の一部を助成	48,240
保育士就職支援研修事業費	保育士資格を有しながら保育士として働いていない方を対象に、講義や実地研修等を実施	384
保育士等確保対策事業費	市内の保育所等に保育士等として新規就労した新卒・未経験者等および市内の保育所等を通算3、6、9年働いた保育士等への奨励金の給付	27,472
療育支援事業費補助金	軽度の障がいがあり集団保育が可能な児童の保育を実施している保育所等へ助成を行う	12,600
こども誰でも通園制度試行的事業費	こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施	40,437
保育所地域活動事業運営費補助金	世代間交流や異年齢児交流等を実施している保育所への助成	200
一時預かり事業費	保護者の急用等で保育が必要な児童の保育を実施している保育所等への助成	214,922
延長保育事業費補助金	保育時間の延長を必要とする児童の保育を行う保育所等への助成	14,071
病児保育事業費	医療機関等が開設する施設で病児保育を実施	7,963
実費徴収に係る補給給付事業費補助金	子どもが保育所や幼稚園等に通う生活保護世帯等に対し、給食費や教材費の一部を助成	376
施設型給付費	保育所、認定こども園および幼稚園を通じた共通の仕組みによる運営費の給付	7,036,424
施設等利用費	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用給付認定された子どもの施設等の利用に要した費用を給付	75,402
特定教育・保育質向上事業費	国が定める保育士等の配置を上回る保育所等に対し、2名分を上限として人件費の一部を助成	56,503
地域放課後児童健全育成事業費	学童保育所の民間への委託等	1,101,151
放課後子ども教室推進事業費	放課後における児童の安全で安心な活動拠点を設け、様々な体験・交流活動を推進	4,258
子どもの居場所づくり推進事業費	町会館等において、小学生を対象に、学習支援のほか、日常生活に関する相談等を行う	2,053
ひとり親家庭等子どもための学習支援事業費	ひとり親家庭等世帯の児童を対象に、生活指導を含めた訪問型学習支援を行う	3,018
母子家庭等自立支援給付金支給事業費	教育訓練講座の受講や、資格取得のため養成機関に通う場合にその経費の一部を助成	17,421
ひとり親家庭技能習得支援給付金	求職者支援制度等を利用せず資格を取得する場合、授業料等の一部を支給	3,288
ひとり親家庭等就労自立支援給付金	母子父子自立支援プログラムを利用して雇用保険の被保険者となる就職をした方に対し3万円を支給	360
養育費確保支援事業費	ひとり親の養育費の取り決めや、保証契約にかかる経費の一部を補助	690
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活安定のため、所得に応じた手当の支給を行う	1,403,822
子ども医療助成費	18歳の年度末までの子どもの医療費を助成	619,244
ひとり親家庭等医療助成費	ひとり親家庭等の子どもおよびその親の医療費を助成	121,877
衛生費		
妊婦健康診査費	妊婦健診に対する助成の実施	72,350
妊産婦健診交通費等助成事業費	妊産婦健診時に要する交通費等の一部を助成	396
産婦健康診査事業費	産後2週間および1か月の健康診査に要する費用を助成	7,645
産後ケア事業費	母体ケアや乳児ケア等を必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型および訪問型の育児指導を実施	4,652
不妊治療等助成事業費	医療保険対象外の先進医療として実施される不妊治療に要した費用の一部を助成	7,260
不育症治療費助成事業費	不育症の原因特定のための検査および治療に対して費用を助成	906
不妊相談センター事業費	不妊や不育症に悩む方への相談支援を実施	134
子ども家庭センター事業費(母子保機能)	助産師、保健師が妊娠届出時の妊婦の面接や第1子出産世帯への訪問などの支援を行うほか、妊娠・出産・子育ての不安や悩みの相談を実施	3,186
新生児聴覚検査事業費	新生児聴覚検査費用の一部を助成	2,814
小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病を抱える児童等に対して、医療費等の給付や、相談など自立支援事業を実施	30,875
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費		3,546
出産・子育て応援給付金給付事業関係経費	妊娠から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施	99,736
定期予防接種費	四種混合、麻しん・風しん、ヒブ、小児用肺炎球菌、日本脳炎、B型肝炎、水痘、ロタウイルスほか	398,349
教育費		
私立学校運営助成費	学生・生徒1人あたり42,000円を助成	167,706
私立専修学校運営助成費	学生1人あたり42,000円を助成	19,787
入学準備給付金	中学校に入学または義務教育学校7年生に進級する子どもがいる保護者に子ども1人につき3万円給付(生活保護受給者、就学援助の入学前支給(新入学児童生徒学用品等)の受給者等を除く)	3,300
中学校卒業生入学準備等給付金	中学校または義務教育学校を卒業する子どもがいる保護者に子ども1人につき3万円給付(生活保護受給者等を除く)	18,330
給付型奨学金	経済的な理由により修学困難な大学生に対し月額3万円、入学一時金10万円の奨学金を給付	10,520
育英費		
育英金	優秀な大学生、大学院生に対し、年額24万円の育英金を支給	2,400
奨学資金特別会計		
奨学資金貸付金	経済的な理由により修学困難な学生・生徒のための奨学金を貸付	4,464
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦家庭の経済的自立と生活安定、子どもの福祉を図るための各種資金の貸付	126,115

附属機関・その他会議

1 附属機関

(1) 函館市子ども・子育て会議

(設置)「函館市子ども・子育て会議条例」平成 25 年 4 月 1 日施行

(目的) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に規定する事項の意見聴取や調査審議をすること。

(委員) 保護者, 事業主を代表する者, 労働者を代表する者, 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者,
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者, 公募による者 計 20 人以内

(任期) 2 年(現在の委員の任期は令和 7 年 7 月 22 日まで)

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
山崎 夕記子	函館市PTA連合会子育て副委員長
西村 由紀	函館商工会議所監事
高橋 勇二	連合北海道函館地区連合会副会長
天野 洋子	函館保育協会副会長
浜 和寛	北海道函館児童相談所地域支援課長
野口 達史	函館市小学校長会経営部員
数又 紀和子	函館市民生児童委員連合会副会長
川村 おさむ	函館市私立幼稚園協会幹事
木村 一雄	函館市社会福祉協議会理事
山口 哲也	函館市中学校長会事務局長
吉増 圭子	函館市学童保育連絡協議会
玉利 達人	道南地区私立幼稚園連合会副会長
高野 弘美	函館市ファミリー・サポート・センターチーフアドバイザー
畑 美枝子	函館市町会連合会常任理事
池田 延己	函館大妻高等学校理事長
石坂 仁	函館市医師会理事
本田 泰代	函館大学専任職員
川村 幾代	函館短期大学専任講師
館山 周平	公募委員
成田 奈津子	公募委員

(2) 函館市奨学資金運営委員会

(設置)「函館市奨学金貸与条例」に基づき、昭和 26 年度設置

(目的) 奨学生の選定および奨学金の額の決定等本制度の運営について市長の諮問に応ずること。

(委員) 学識経験者 10 人以内

(任期) 2 年(現在の委員の任期は令和 7 年 8 月 31 日まで)

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
中村 啓子	函館市民生児童委員連合会副会長
三浦 由貴子	函館市民生児童委員連合会副会長
数又 紀和子	函館市民生児童委員連合会副会長
清水 信彦	北海道高等学校長協会道南支部長
山口 哲也	函館市中学校長会事務局長
京谷 明希	函館市PTA連合会副会長兼子育て委員長
扇柳 尚英	函館地区私立高等学校長会事務局長
若山 恵美	北海道高等学校PTA連合会道南支部
附田 誠一	北海道退職校長会函館支部 支部長
阿部 憲司	北海道退職校長会函館支部 副理事長

(3) 函館市幼保連携型認定こども園審議会

(設置)「函館市幼保連携型認定こども園審議会条例」平成 26 年 9 月 25 日施行

(目的) 幼保連携型認定こども園の設置認可等について、市長の諮問に対して審議する。

(委員) 学識経験のある者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者計 11 人以内

(任期) 3 年(現在の委員の任期は令和 9 年 1 月 27 日まで)

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
白幡 俊一	学校法人野又学園函館短期大学教授
数又 紀和子	函館市民生児童委員連合会副会長
梅田 史恵	函館市地域活動連絡協議会会長
北原 淳	前北海道函館児童相談所地域支援課長
亀井 隆	函館保育協会会長
玉利 達人	函館市私立幼稚園協会会長
熊谷 儀一	函館市町会連合会副会長
若山 恵美	一般社団法人函館市母子寡婦福祉会理事
館 佳代	函館市PTA連合会副会長
永澤 和枝	函館市町会連合会副会長
小葉松 洋子	公益社団法人函館市医師会理事

(4) 函館市いじめ問題再調査委員会

(設置)「函館市いじめ問題再調査委員会条例」に基づき、平成 30 年 4 月 1 日に設置

(目的) いじめの重大事態が発生した時に、学校または学校の設置者(教育委員会)が行った調査に対し、市長が必要と認める場合に再調査を行う。

(委員) 弁護士, 精神科医, 学識経験者, 心理・福祉の専門家等の 5 人以内

(任期) 調査事案が発生した時に委嘱し, 審議が終了したときに解嘱する。

2 その他会議

(1) 函館市小児慢性特定疾病審査会

(設置) 「函館市小児慢性特定疾病審査会設置要綱」に基づき、平成 27 年 1 月 1 日に設置

(目的) 函館市における小児慢性特定疾病医療費の支給申請の内容について適正かつ慎重に審査すること。

(委員) 関係行政機関の職員、北海道医師会および学識経験を有する者 6 人以内

(任期) 2 年(現在の委員の任期は令和 8 年 3 月 31 日まで)

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
津川 毅	北海道公立大学法人札幌医科大学医学部小児科学講座教授
真部 淳	国立大学法人北海道大学大学院医学研究院小児科学教室教授
高橋 悟	国立大学法人 旭川医科大学小児科教授
三戸 和昭	一般社団法人北海道医師会常任理事
山田 隆良	市立函館保健所長

(2) 函館市青少年補導センター運営協議会

(設置) 「函館市青少年補導センター運営要綱」に基づき、昭和 40 年に設置

(目的) センターの円滑な運営および業務の効率化を図ること。

(委員) 関係機関および市の職員 13 人以内、関係団体の代表 7 人以内

(任期) 2 年以内(現在の委員の任期は令和 7 年 3 月 31 日)

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
石崎 隆之	北海道警察函館方面本部生活安全課生活安全・少年兼少年補導担当課長補佐
寺尾 勝巳	北海道警察函館方面函館中央警察署生活安全課長
沼田 紀子	北海道警察函館方面函館西警察署生活安全課長
佐々木 恭子	函館家庭裁判所次席家庭裁判所調査官
西 慶子	函館少年鑑別支所長
小松 晃人	函館保護観察所統括保護観察官
浜 和寛	北海道函館児童相談所地域支援課長
田名部 まり子	函館地区保護司会副会長
中村 ひでの	函館市民生児童委員連合会家庭児童福祉部会長
高井 真浩	函館市小学校生活指導研究協議会会長
辰巳 哲治	函館市中学校生徒指導研究協議会会長
藤井 浩之	函館地区高等学校教護連盟理事長(年次当番校代表)
向 大喬	函館市PTA連合会副会長
酒井 光史	函館市教育委員会学校教育部教育指導課長
宿村 篤由	函館市子ども未来部長

(3) 函館市要保護児童対策地域協議会

(設置) 児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に基づき、平成 18 年 7 月 12 日に設置

(目的) 保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められた児童の適切な保護を図るため。

(構成機関) 国または地方公共団体の機関、法人、その他の者

構成機関一覧

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

機 関 名		機 関 名		
国 の 機 関	函館地方法務局	法 人	公益社団法人 函館市医師会	
	函館家庭裁判所		一般社団法人 函館歯科医師会	
	函館保護観察所		函館弁護士会	
	函館少年鑑別支所		社会福祉法人 函館厚生院くるみ学園	
北 海 道 の 機 関	北海道警察函館方面本部		社会福祉法人 函館国の子寮	
	函館中央警察署		社会福祉法人 函館聖パウロ会さゆり園	
	函館西警察署		特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館	
	函館児童相談所		社会福祉法人 函館市民生事業協会 函館市松陰母子ホーム, 函館高砂母子ホーム	
函 館 市	福祉事務所生活支援総務課		特定非営利活動法人 青少年の自立を支える道南の会 青少年自立援助ホーム ふくろうの家	
	福祉事務所湯川福祉課		特定非営利活動法人シゴトシンク北海道 児童自立援助ホームサイド7	
	福祉事務所亀田福祉課		そ の 他 の 者	函館市小学校長会
	子ども未来部子どもサービス課			函館市中学校長会
	子ども未来部子育て支援課	函館市民生児童委員連合会		
	子ども未来部子ども健やか育成課	函館市町会連合会		
	子ども未来部子ども見守り・相談課	函館市PTA連合会		
	子ども未来部母子保健課	北海道高等学校長協会道南支部		
	教育委員会学校教育部教育指導課	函館保育協会		
	消防本部救急課	道南地区私立幼稚園連合会		
	函館市学童保育連絡協議会			
	函館市地域活動連絡協議会			
	一般財団法人 函館YWCA・CAPグループ			
	函館人権擁護委員連合会			
	はこだて若者サポートステーション			
	函館地域障がい者自立支援協議会子ども部会			
	北海道子どもの虐待防止協会道南支部			
	地域包括支援センター連絡協議会			
	その他市長が指名する者			

(4) 函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会

(設置) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第9条および配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な指針に基づき、平成24年8月17日に設置
 (目的) 配偶者等からの暴力を受けた者の適切な保護が行われるよう、関係機関の連携・協力を図るため。
 (構成機関) 国または地方公共団体の機関、その他の団体

構成機関一覧

(令和6年6月1日現在)

機 関 名		機 関 名	
国 の 機 関	函館地方検察庁	そ の 他 の 団 体	公益社団法人 函館市医師会
	函館地方法務局人権擁護課		一般社団法人 函館歯科医師会
	函館保護観察所		函館弁護士会
	函館少年鑑別支所		社会福祉法人 函館市民生事業協会
北 海 道 の 機 関	函館方面本部警務課		特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
	函館方面本部生活安全課		一般財団法人 函館YWCA・CAPグループ
	函館方面本部捜査課		函館家庭生活カウンセラークラブ
	函館中央警察署警務課		函館人権擁護委員連合会
	函館中央警察署生活安全課		日本司法支援センター函館地方事務所
	函館西警察署警務課		道南ジェンダー研究ネットワーク
	函館西警察署生活安全課		社会福祉法人 函館厚生院くるみ学園
	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課		社会福祉法人 函館国の子寮函館国の子寮
	函館児童相談所		社会福祉法人 函館聖パウロ会さゆり園
函 館 市	市民部市民・男女共同参画課		青少年自立援助ホームふくろうの家
	市民部国保年金課		道南地区私立幼稚園連合会
	市民部戸籍住民課		函館保育協会
	福祉事務所高齢福祉課		函館市小学校長会
	福祉事務所障がい保健福祉課		函館市中学校長会
	福祉事務所生活支援総務課		函館市PTA連合会
	福祉事務所湯川福祉課		北海道高等学校長協会道南支部
	福祉事務所亀田福祉課	南北海道教育臨床研究会	
	都市建設部住宅課	函館市地域活動連絡協議会	
	教育委員会学校教育部学校教育課	函館市女性保護の会	
	教育委員会学校教育部教育指導課	その他市長が指名する団体	
	教育委員会学校教育部北海道教育センター		
	病院局管理部庶務課		
	子ども未来部子どもサービス課		
	子ども未来部子ども見守り・相談課		
	子ども未来部母子保健課		
	子ども未来部子育て支援課		

(5) 函館性暴力被害防止対策協議会

(設置) 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等のうち、性暴力に関する被害者等に対する支援や性暴力防止のため、平成29年3月22日に設置

(目的) 性暴力に関する被害者等に対する適切な支援と性暴力の防止に関する活動が行われるよう、関係機関の連携・協力を図るため。

(構成機関) 国または地方公共団体の機関、その他の団体

構成機関一覧

(令和6年6月1日現在)

機 関 名		機 関 名	
国 の 機 関	函館地方検察庁	そ の 他 の 団 体	公益社団法人 函館市医師会
	函館地方法務局 人権擁護課		一般社団法人 渡島医師会
北 海 道 の 機 関	北海道警察 函館方面本部 警務課		檜山医師会
	北海道警察 函館方面本部 捜査課		北部檜山医師会
	北海道警察 函館方面本部 生活安全課		社会福祉法人 函館厚生院 函館中央病院
	北海道渡島総合振興局		北海道子どもの虐待防止協会 道南支部
	北海道檜山振興局		函館・性と薬物を考える会
	北海道教育庁 渡島教育局		特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
	北海道教育庁 檜山教育局		特定非営利活動法人 青少年の自立を支える道南の会
	北海道函館児童相談所		函館被害者相談室
函 館 市	子ども未来部		一般財団法人 函館YWCA・CAPグループ
	市民部		公益社団法人 北海道社会福祉士会 道南地区支部
	保健福祉部		函館弁護士会
	函館市教育委員会		日本司法支援センター函館地方事務所
	市立函館病院		函館人権擁護委員連合会
			函館商工会議所 女性会
			国際ソロプチミスト函館
		株式会社 北海道新聞社 函館支社	

所管施設の概要

1 根崎生活館 市民の生活改善と文化の向上を図り, 社会福祉の増進に寄与するための施設です。

所在地 函館市根崎町 556 番地 2

敷地面積 677.68 m²

建物面積 216.01 m²

構造 補強ブロック・木造 平屋建

開設 昭和 41 年 8 月 20 日

2 弥生小学校併設学童保育専用施設

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施するための施設です。

所在地 函館市弥生町 4 番 16 号

敷地面積 11,729.14 m²

建物面積 129.11 m²

構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階建

開設 平成 24 年 1 月 5 日

3 認定こども園 函館市つつじ保育園

児童の健全なる育成と福祉を図るための施設です。

所在地 函館市日ノ浜町 172 番地 8

敷地面積 4,475.45 m²

建物面積 629.79 m²

構造 鉄骨造 地上1階平屋建

開設 平成 22 年 4 月 1 日

4 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすると共に、母と子の福祉増進に関する諸活動の推進を図るための施設です。

令和5年4月1日現在

児童館名	所在地	規模	建物の構造	開館年月日	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)				備考
						遊戯室	図書室	集会室	延床面積	
児童センター	若松町33-6	C	鉄筋コンクリート5階建	H6.4.1	—	207.90	105.45	126.40	2,056.58	総合福祉センター内 平5新築
西部	入舟町6-17	B	鉄筋コンクリート・鉄骨造2階建	H6.10.1	902.09	128.04	37.38	59.15	401.54	平6旧小舟保育園 増改修 フレトピアセンター入舟内
谷地頭	谷地頭町9-5	A	木造平屋建	S46.4.1	684.58	82.81	69.56	—	205.99	昭45新築 平21多目的トイレ増設
東川	東川町11-12	A	鉄筋コンクリート造3階建	S47.4.1	—	114.00	102.00	—	291.03	昭46新築 (女性センター内)
大森浜	金堀町3-2	B	鉄骨造平屋建	R2.4.1	1,295.50	162.40	24.16	27.79	462.14	令2新築
赤川	赤川1-30-35	B	鉄骨造平屋建	H16.4.1	1,003.78	162.00	28.34	31.00	433.38	平16新築
鍛冶	鍛冶2-20-5	B	鉄骨造平屋建	S57.4.1	800.00	151.47	38.88	45.36	326.21	昭56新築
富岡	富岡町1-49-27	A	木造平屋建	S43.1.14	1,237.80	113.63	39.74	51.75	297.00	昭43新築(指定管理)
昭和	昭和2-37-2	B	鉄骨造平屋建	H3.4.1	620.09	178.20	32.40	38.88	339.79	平3新築(指定管理)
山の手	山の手3-4-7	B	鉄骨造平屋建	H11.4.1	985.72	162.00	32.64	38.00	405.08	平11新築
神山	神山町241-70	B	鉄骨造平屋建	H24.4.1	1,339.20	162.00	30.52	29.51	478.04	平24新築(指定管理)
上湯川	上湯川町8-1	B	木造平屋建	S48.4.1	2,010.09	132.49	112.62	—	302.58	昭47新築 昭53増改修 平21多目的トイレ増設
日吉が丘	日吉町2-34-5	A	木造平屋建	S44.4.1	859.31	72.87	66.25		202.31	昭43新築
深堀	深堀町14-6	B	鉄骨造平屋建	S54.12.15	657.18	129.60	36.45	51.02	304.56	昭54新築
湯浜	湯浜町14-3	A	鉄筋コンクリート造7階建	S51.7.1	—	122.89	62.23	—	248.95	昭50新築(市営住宅)
湯川	湯川町2-13-16	D	木造平屋建	S36.5.13	689.91	62.70	26.40	—	152.08	昭25新築土地区画 整理事務所 昭36改築
旭岡	西旭岡町2-51-1	B	鉄骨造平屋建	H7.4.1	1,341.50	180.00	32.64	38.00	394.28	平7新築
中島	中島町30-8	A	木造2階建	S35.12.1	671.33	69.30	23.00	29.70	433.45	旧花嫁学校(昭11建) 昭35改築
宮前	宮前町25-15	A	木造平屋建	S40.12.1	411.04	66.00	39.60	33.00	198.74	昭40新築(借地)
大川	大川町9-8	A	木造平屋建・鉄筋コンクリート2階建	S45.1.7	368.92	57.13	48.60	48.60	192.43	昭44旧公益質店 増改築昭51増改修
五稜	白鳥町14-29	D	木造平屋建	S40.5.3	496.68	66.00	39.60	—	167.27	昭40新築 昭56増改修
桔梗	桔梗4-1-18	B	鉄骨造平屋建	H17.4.1	1,809.04	162.00	26.00	33.00	469.78	平17新築
亀田港	亀田港町42-16	B	鉄骨造平屋建	H19.4.1	1,321.13	162.00	30.00	30.25	475.90	平19新築
古川母と子の家	古川町7-1	—	木造モルタル平屋建	S40.11.1	990.00	—	—	—	191.73	昭40新築

※ 施設規模 A=小型児童館 8館, B=児童センター 12館, C=大型児童センター 1館, D=その他の児童館 2館

※ 建物の延床面積には、遊戯室、図書室、集会室のほか、その他分を含む。

函館市子ども条例

1 条例の目的

子どもの人権を尊重しつつ、子どもの健やかな成長を支え、安心して子育てができる地域社会の実現を目指すため、子どもにかかる施策推進の柱となる「函館市子ども条例」を制定した。

(条例施行日:平成28年4月1日)

2 条例の概要

(1) 基本理念

子どもおよび子育て家庭の支援の推進にあたっての基本理念として、「人権の尊重」、「子どもの育ちへの支援」、「子育て家庭への支援」を定めている。

(2) 大人の責務・役割

子どもおよび子育て家庭を地域全体で支援するため、市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割および相互の協力・連携について明らかにしている。

(3) 市の基本的施策

- ① 子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備
- ② いじめ等への対応
- ③ 子どもからの相談
- ④ 子育て家庭への支援等
- ⑤ 教育および保育の環境の整備
- ⑥ 地域住民との交流の促進等
- ⑦ 子どもが安心して過ごすことができる場所等
- ⑧ 子どもの社会参加
- ⑨ 障がいのある子どもへの支援等

3 子ども条例啓発事業

事業開始 平成 28 年度

内 容 函館市子ども条例第 20 条の規定に基づき、子ども条例の広報および啓発を行います。

実施状況

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	クリアファイル	メッセージカード(注)	クリアファイル	メッセージカード(注)	クリアファイル	メッセージカード(注)
配布先	市内小学5年生	妊婦	市内小学5年生	妊婦	市内小学5年生	妊婦
配布部数	1,802部	1,150枚	1,806部	1,043部	1,939部	961部

(注) 母子健康手帳等セット「マザーズ・サポート・バッグ」に貼付(平成30年3月から)

令和 6 年度予算額 722 千円

費用の負担 全額市費負担

第2期函館市子ども・子育て支援事業計画

1 計画の目的・位置づけ

市では、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざして、第2期函館市子ども・子育て支援事業計画を策定した。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」双方を一体のものとして策定しているとともに、「函館市子ども条例」に基づき、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付けており、さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けている。

2 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間

3 基本理念・基本的な視点

(1) 基本理念

「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

(2) 基本的な視点

本計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組むこととしている。

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親の育成という視点
- ③ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ④ 地域社会全体で支援する視点
- ⑤ サービス利用者の視点
- ⑥ 仕事と生活の調和の実現の視点
- ⑦ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- ⑧ 地域特性の視点

4 施策の方向

基本理念の実現に向けて、次の9つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図る。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母子の健康確保と増進
- (3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 仕事と生活の調和の実現
- (6) 児童虐待防止対策
- (7) 障がいのある子どもへの支援
- (8) ひとり親家庭の自立支援
- (9) 子どもの貧困対策

5 計画の推進

本計画の推進にあたり、関係する機関・団体と連携を図るほか、市民等との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、多様化する市民ニーズに対応する。

また、厳しい財政状況下における効果的な計画推進に努めるとともに、常に進捗状況を把握して評価点検し、以後の各種施策への市民意見の反映に努めるため、毎年、函館市子ども・子育て会議を開催するほか、「市政はこだて」やホームページなどにより、市民に情報を提供し、意見等の把握に努める。

6 SDGsの考え方

本市では、個別行政分野における各種施策がSDGs(持続可能な開発目標, Sustainable Development Goals)の推進につながるものと考えており、本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、各種施策を推進する。

7 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、同法に規定する「基本指針」に即して、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定め、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努める。

子育て支援

1 子育て支援のための施策

(1) ファミリー・サポート・センター事業

事業開始 平成 11 年度
 内 容 市内に居住する育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる
 会員組織であり、その会員間で仕事と育児との両立支援のための相互援助活
 動等を行います。
 登録会員 依頼会員 1,553 人 提供会員 112 人 両方会員 18 人
 利用料

<基本料金>			<本人負担額>			
項目	ひとり	きょうだい			ひとり	きょうだい
通常 7:00～ 21:00	30分	30分	託児料金	30分	200円	50円
	300円	150円		1時間	400円	100円
	1時間 600円	1時間 300円	助成金	30分	100円	100円
				1時間	200円	200円
時間外 土・日・祝 年末年始 病児	30分	30分	託児料金	30分	200円	25円
	350円	175円		1時間	400円	50円
	1時間 700円	1時間 350円	助成金	30分	150円	150円
				1時間	300円	300円

実施状況 (単位:件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数	5,022	3,968	4,308

令和 6 年度予算額 19,252 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

※令和 2 年 4 月 1 日からひとり親家庭の利用で子どもひとりのみ 30 分 200 円の助成を開始

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業開始 平成 5 年度
 内 容 子育て家庭の保護者の育児不安等の解消を図るため、育児に関する相談・指導・情報
 提供を行うとともに、子育てサークル等を育成し、その活動を支援します。
 実施施設 中央・亀田港・美原・石川・鍛冶さくら・深堀・赤川・大谷港・函館花園・つつじ・
 南かやべ・大森浜・函館短期大学 各子育てサロン

実施状況 (単位:件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数	17,668	16,707	20,799

令和 6 年度予算額 102,030 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(3) 子育て支援隊事業

事業開始 平成 26 年度

内 容 子育て家庭における悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴、各種サービスに係る情報提供を行う子育て支援員が、家庭訪問を行います。

実施状況

(単位:件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問件数	183	197	321

令和 6 年度予算額 1,553 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(4) 子育てアドバイザー活用推進事業

事業開始 平成 20 年度

内 容 子育てアドバイザー養成事業において、養成、認定した子育てアドバイザーを地域における様々な子育て支援の場で積極的に活用し、地域の子育て力の向上、子育て支援の推進を図ります。

令和 6 年度予算額 296 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 子ども家庭センター(児童福祉機能)事業

事業開始 令和 6 年度(令和 5 年度まで「子ども家庭総合支援拠点事業」として実施)

内 容 18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる場所として、「子どもなんでも相談 110 番」を設置するとともに、要保護児童対策調整機関として児童虐待への対応、虐待の未然・再発防止、児童虐待に対する意識啓発を行うなど、子どもとその家庭等を対象にした支援に係る業務全般を行います。

【要保護児童対策】

「児童福祉法」、「児童虐待の防止に関する法律」に基づき、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止および周知啓発に努め、要保護児童等を支援します。

① 要保護児童対策地域協議会

代表者会議(年 1 回)、実務者会議(年 3 回)、
個別ケース検討会議(随時)

② 児童虐待防止啓発

児童虐待防止パネル展(11 月)、
児童虐待対応マニュアルおよび虐待防止啓発用カードの作成・配布

③ スキルアップ研修参加

職員の一層の資質向上、専門性の向上を図るための各種研修会参加

【子どもなんでも相談110番】

0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談に応じるため、「子どもなんでも相談110番」を設け、専門の相談員(会計年度任用職員5名)を配置しています。(家庭児童相談室を兼ねています。)

相談対応状況 (単位:件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	482	918	1,096
保健相談	10	1	0
障害相談	6	8	11
非行相談	29	20	17
育成相談	81	77	105
その他の相談	275	355	492
計	883	1,379	1,721

令和6年度予算額 6,915千円

費用の負担 補助基本額の6分の5(国2/3, 道1/6)の補助があります。

(6) 子育て世帯訪問支援事業

事業開始 令和6年度(令和5年度まで「養育支援訪問事業」の育児・家事援助として実施)

内 容 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援をします。

養育支援訪問事業ヘルパー訪問回数内訳 (単位:回)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問回数	182	177	96

令和6年度予算額 829千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(7) 子育て支援ネットワーク事業

事業開始 平成20年度

内 容 子育て支援に関わる市民団体や専門機関などの14団体に子ども未来部を加えた15団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており、官民協働により子育て支援を推進するため、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るための研修会等を実施します。

令和6年度予算額 96千円

費用の負担 全額市費負担

(8) 子育て支援短期利用事業

事業開始	平成 5 年度
内 容	保護者が疾病, 出産, 冠婚葬祭などで, 子どもの世話が一時的に困難になる家庭を対象とし, 保護者にかわって子どもを養育します。
実施施設	くるみ学園, 函館国の子寮, さゆり園
利用期間	7 日以内
利 用 料	2 歳未満児 1 日 2,675 円 2 歳以上児 1 日 1,375 円 緊急一時保護の母親 1 日 375 円 (生活保護, 市民税非課税世帯は無料)

実施状況 (単位: 日)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
2 歳未満児	0	0	27
2 歳以上児	42	12	39

令和 6 年度予算額 893 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(9) トワイライトステイ事業

事業開始	平成 14 年度
内 容	保護者が仕事などの理由で夜間または休日に不在となり, 子供の養育が困難な場合, その他緊急の場合に, 保護者が帰宅するまでの間, 施設においてお預かりします。
実施施設	くるみ学園, 函館国の子寮, さゆり園, やしの夢
利用時間	平日・土曜日:午後 6 時～午後 10 時 日曜・国民の祝日:午前 8 時～午後 10 時
利 用 料	平日・土曜日:1 日 750 円 日曜・国民の祝日:午前 8 時～午後 6 時 1,350 円 午後 6 時～午後 10 時 750 円 (生活保護, 市民税非課税世帯は無料)

実施状況 (単位: 日)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(平日・土曜日)	0	240	176
利用日数(日曜・祝日)	0	14	2

令和 6 年度予算額 242 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(10) 助産施設

事業開始 昭和 43 年度
内 容 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産を行います。

実施状況

(単位:人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
函館市助産施設	13	14	9
共愛会病院	4	4	0
計	17	18	9

令和 6 年度予算額 9,409 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担があります。

(11) 子育てアプリ

事業開始 平成29年10月
内 容 スマートフォンを活用した子育てアプリにより、子育て支援に関する幅広い情報を無料で提供します。

令和6年度予算額 660千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(12) 出生祝記念品事業

事業開始 令和4年度
内 容 赤ちゃんの誕生を祝うとともに、子どもの健やかな成長を願い、出生時に函館市で住民登録した子どもがいる世帯に、市から記念品として道南スギを使用した積み木を贈ります。

令和6年度予算額 7,949千円

費用の負担 全額市費負担(森林整備等対策基金を活用)

(13) 小学校入学祝金給付事業

事業開始 令和6年度
内 容 子育て世帯への支援の一環として、市を挙げて小学校または義務教育学校の前期課程への入学をお祝いするため祝金を支給します。

令和6年度予算額 137,051千円

費用の負担 全額市費負担

2 女性・児童相談等

(1) 女性相談事業

事業開始 昭和 32 年度

内 容 配偶者からの暴力(DV)をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談に応じるため、「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」に専門の相談員(会計年度任用職員 5 名)を配置しています。

平成 25 年 7 月に函館市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

設置場所 福祉事務所子育て支援課内, 福祉事務所亀田福祉課内

令和 6 年度予算額 243 千円(人件費を除く)

相談状況

(単位:件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保護更正相談	0	0	0
夫婦・離婚相談	393	448	388
家庭相談	118	153	114
生活・経済相談	49	37	7
職業相談	27	24	29
健康相談	8	1	2
性的な問題	3	0	1
男女問題	9	4	4
自分の問題	25	18	3
その他	35	133	27
計	667	818	575

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(2) 女性相談委託事業

事業開始 平成 29 年度

内 容 援助を必要とする女性に係わる生活各般の問題に対する悩みや相談について、その一部を委託することで、相談者の利便性の向上を図るとともに、女性相談体制の拡充を行うために委託します。

相談状況(実人数ベース) (単位:件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ストーカー	0	0	1	
デートDV	2	2	0	
虐待	39	38	36	
子ども(養育等)	6	13	3	
労働問題	9	14	17	
セクハラ・パワハラ	2	2	4	
性暴力	18	45	42	
その他	人間関係	2	11	11
	経済関係	17	20	23
	医療関係	19	32	50
	住居関係	16	15	18
	その他	73	63	56
計	127	141	158	
計	203	255	261	

令和 6 年度予算額 5,268 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) 配偶者等からの暴力対策関係事業

事業開始 平成 13 年度

内 容 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、北海道や関係機関と連携を図りながら周知啓発に努め、DV被害者を支援します。

① 配偶者暴力相談支援センター(平成 25 年 7 月設置)

各種手続きに係るDV被害相談証明書の発行や保護命令制度の利用についての援助等を実施します。

② 民間、警察、行政などの関係機関が相互に連携・協力を図り、被害者の救済・支援に努めます。

③ 配偶者等に対する暴力防止パネル展

毎年 11 月に関係機関の協力を得て、市民ホールで開催します。

④ DV相談窓口(防止啓発)携帯カード

DV相談窓口を掲載した携帯カードを作成し、市関係各所や医療機関などに配布します。

⑤ デートDV防止啓発リーフレット

若年層に対するデートDV防止啓発のため、リーフレットを作成し、高校や大学などに配布します。

⑥ 中学生のためのDV防止啓発事業

市内の中学生に対し、交際相手への様々な暴力の予防教育を行うため、デートDV出前授業を実施します。

⑦ DV被害者緊急支援対策

市内の一時保護施設では危険性が高く、被害者の安全確保が困難な場合市外の施設への移送費を支給します。

令和6年度予算額 105千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 配偶者等暴力被害者自立支援事業

事業開始 平成23年度

内 容 DV被害者を緊急的に一時保護するシェルターや中長期的な支援の場となるステップハウスの家賃など、また経済的な自立ができるようDV被害者を対象とした就労支援に対する事業などに対して民間支援団体へ補助金を交付します。

令和6年度予算額 2,000千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 性暴力被害者支援関係事業

事業開始 平成29年度

内 容 性暴力被害者支援のための推進母体として、平成29年3月に函館性暴力被害者防止対策協議会を北海道渡島総合振興局や北海道警察函館方面本部などの関係機関と連携して設置し、予防教育や市民啓発に取り組んでいます。平成30年4月から地域の行政・警察・拠点病院などが連携して被害者を支援する仕組みである「函館・道南 SART」を運用し、相談支援を行っています。

令和6年度予算額 7,767千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。

(6) 子育て支援コンシェルジュ

事業開始 平成28年度(平成28年10月15日から)

内 容 はこだてキッズプラザ内相談室において、保育士資格を有する相談員が、子育てに関する相談を受け、それに応じた情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

令和6年度予算額

「はこだてみらい館・はこだてキッズプラザ」指定管理委託料(経済部所管)に含む。

3 児童厚生施設

(1) 児童館

内 容	児童館は、地域の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として運営されるもので、児童館は23館(うち4館は指定管理者制度導入)あり、母と子の家は1館あります。
機 能	<p>ア 小型児童館 10 館 児童に安全で楽しい遊び場を提供し、遊びを通じての友達づくりなど情操を豊かにさせるための指導をします。</p> <p>イ 児童センター 12 館 児童館の機能に加えて、遊び(運動)に親しむ習慣をつけ、運動の仕方、技能の習得、精神のかん養等による体力増進のための指導をします。</p> <p>ウ 大型児童センター 1 館 児童センターの機能に加えて、中学・高校生等の年長児童を育成指導します。</p> <p>エ 母と子の家 1 館 児童館の機能に加え、母親の教養を高め、地域社会の福祉の増進を図ります。</p>
利用対象	幼児, 児童, 一般(夜間)
利用人員	別表のとおり
令和6年度予算額	90,124 千円
費用の負担	全額市費負担

(2) 地域組織活動費補助事業

事業開始	昭和49年度
内 容	市内各地域の母親が協力して、地域児童の健全育成を推進するために、親子および世代間の交流や児童養育に関する研修ならびに児童の事故防止等の活動、その他児童福祉の向上に関する活動を行っている母親クラブに活動費を補助します。(指定管理児童館については、補助対象外)

会員数の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	20	20	20
会員数	496 人	492 人	507 人

補 助 額	1クラブ当たり 180,000 円(上限)
令和6年度予算額	3,281 千円
費用の負担	全額市費負担

令和5年度 児童館および母子の家の利用状況(夜間貸館を含む)

(単位:人)

区 分	幼児	小学生			中学生	高校生	計	1日平均	大学生	一般	合計	開館日数
		1～3年	4～6年	小計								
西部児童館	158	850	2,018	2,868	460	126	3,612	12	6	626	4,244	294
谷地頭児童館	159	1,268	1,403	2,671	152	144	3,126	11	91	940	4,157	294
東川児童館	132	924	1,225	2,149	147	89	2,517	9	1	1,115	3,633	294
中島児童館	372	2,346	2,431	4,777	11	1	5,161	18	0	1,190	6,351	294
大森浜児童館	792	8,399	3,035	11,434	425	81	12,732	43	3	1,795	14,530	294
児童センター※1	866	1,607	1,772	3,379	2,498	141	6,884	22	0	1,687	8,571	307
赤川児童館	725	7,191	6,300	13,491	559	222	14,997	51	6	3,890	18,893	294
鍛冶児童館	230	2,682	2,427	5,109	814	101	6,254	21	12	1,572	7,838	294
山の手児童館	507	2,089	2,654	4,743	384	124	5,758	20	22	2,522	8,302	294
桔梗福祉交流センター	681	8,034	2,835	10,869	460	7	12,017	41	1	2,798	14,816	294
日吉が丘児童館	289	2,793	1,505	4,298	138	18	4,743	16	6	727	5,476	294
神山児童館※1	2,490	4,791	5,470	10,261	2,570	377	15,698	53	60	5,254	21,012	294
上湯川児童館	569	1,844	1,464	3,308	265	109	4,251	14	0	2,586	6,837	294
深堀児童館	760	2,367	4,479	6,846	470	7	8,083	27	6	1,363	9,452	294
湯浜児童館	557	2,655	2,144	4,799	211	96	5,663	19	4	1,559	7,226	294
湯川児童館	224	732	395	1,127	26	10	1,387	5	9	696	2,092	294
旭岡児童館	311	2,317	4,059	6,376	1,872	415	8,974	31	0	2,580	11,554	294
宮前児童館	377	2,111	3,092	5,203	186	5	5,771	20	1	1,742	7,514	294
大川児童館	134	1,560	323	1,883	100	0	2,117	7	1	292	2,410	294
五稜児童館	386	552	395	947	60	1	1,394	5	0	594	1,988	294
亀田港児童館	538	7,366	7602	14,968	1,130	16	16,652	57	12	3,566	20,230	294
富岡児童館※1	892	4,328	3,247	7,575	354	13	8,834	30	10	4,597	13,441	294
昭和児童館※1	550	2,341	2,498	4,839	1,269	475	7,133	24	0	2,481	9,614	294
合計	12,699	71,147	62,773	133,920	14,561	2,578	163,758	24	251	46,172	210,181	6,775
古川母と子の家	67	113	173	286	66	23	442	1	0	495	937	295
合計	67	113	173	286	66	23	442	1	0	495	937	295
総合計	12,766	71,260	62,946	134,206	14,627	2,601	164,200	23	251	46,667	211,118	7,070
1日平均	43	242	214	456	50	9	557	-	1	158	717	-

※1 指定管理者制度導入

区 分		幼児	小学生			中学生	高校生	大学生 一般
			1～3年	4～6年	小計			
令和3年度	1日平均利用者数	42	247	128	375	40	8	137
	1館あたり利用者数	1.8	10.3	5.3	15.6	1.7	0.3	5.7
令和4年度	1日平均利用者数	41	243	152	395	42	8	155
	1館あたり利用者数	1.7	10.1	6.3	16.5	1.8	0.3	6.5
令和5年度	1日平均利用者数	43	242	214	456	50	9	159
	1館あたり利用者数	1.8	10.1	8.9	19.0	2.1	0.4	6.6

認定こども園・認可保育所・幼稚園・放課後児童クラブ

1 認定こども園等利用状況

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設で、満3歳以上の子どもは、保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。

認可保育所は、保護者の就労や疾病等の事由により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る施設です。

令和6年4月1日現在の施設数、児童数等は以下のとおりです。

(1) 学齢前児童数（令和6年3月末日現在 住民基本台帳人口） (単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
児 童 数	6,802	933	1,053	1,089	1,176	1,206	1,345

(2) 利用児童数(令和6年4月1日現在) (単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
認定こども園(幼保連携型)	2号・3号 1,508	59	261	305	287	282	314
	1号 1,010	0	0	1	297	343	369
認定こども園(幼稚園型)	2号・3号 144	5	30	51	15	19	24
	1号 383	0	0	1	113	126	143
認定こども園(保育所型)	2号・3号 1,005	60	187	212	189	177	180
	1号 179	0	0	0	63	54	62
認 可 保 育 所	235	9	30	46	46	46	58
幼 稚 園	251	—	—	—	59	82	110
認可外保育施設	122	9	39	39	12	13	10
事業所内保育施設	215	7	67	51	34	31	25
市外の保育所等	2号・3号 11	0	3	1	3	0	4
	1号 61	0	0	0	21	15	25
計	5,124	149	617	707	1,139	1,188	1,324
学 齢 前 児 童 数 に 対 する 利 用 率 (%)	75.3%	16.0%	58.6%	64.9%	96.9%	98.5%	98.4%

※認可外保育施設および事業所内保育施設には市外の利用児童を含む。

(3) 市内の保育所等の施設数および入所児童数の推移

(各年度4月1日現在)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園(幼保連携型)	施設数	28か所	28か所	29か所	29か所
	入所児童数 (2号・3号)	1,565人	1,591人	1,574人	1,532人
	(1号)	1,125人	1,077人	1,065人	1,010人
	定員	3,352人	3,392人	3,477人	3,422人
	定員充足率	80.3%	78.7%	75.9%	74.3%
認定こども園(幼稚園型)	施設数	6か所	6か所	6か所	6か所
	入所児童数 (2号・3号)	140人	133人	123人	144人
	(1号)	531人	461人	424人	383人
	定員	793人	793人	798人	798人
	定員充足率	84.6%	74.9%	68.5%	66.0%
認定こども園(保育所型)	施設数	19か所	20か所	20か所	19か所
	入所児童数 (2号・3号)	1,144人	1,145人	1,096人	1,009人
	(1号)	191人	179人	176人	179人
	定員	1,546人	1,593人	1,553人	1,496人
	定員充足率	86.4%	83.1%	81.9%	79.4%
認可保育所	施設数	7か所	5か所	5か所	5か所
	入所児童数	420人	265人	268人	238人
	定員	460人	330人	310人	310人
	定員充足率	91.3%	80.3%	86.5%	76.8%
幼稚園	施設数	6か所	6か所	5か所	5か所
	入所児童数	406人	378人	278人	251人
	定員	760人	710人	545人	530人
	定員充足率	53.4%	53.2%	51.0%	47.4%
認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く)	施設数	10か所	10か所	10か所	11か所
	入所児童数	98人	87人	99人	122人
	定員	194人	215人	180人	240人
	定員充足率	50.5%	40.5%	55.0%	50.8%
事業所内保育施設	施設数	15か所	14か所	14か所	12か所
	入所児童数	355人	283人	255人	215人
	定員	—	—	—	—
	定員充足率	—	—	—	—

※入所児童数は市外からの広域入所を含む。ただし、1号認定および幼稚園は除く。

2 特別な保育の実施施設（令和6年度実施予定施設 ※市の委託事業および補助事業を記載）

施設名	延長保育					一時預かり		休日保育	病児保育	子育てサロン	保育所地域活動事業			子ども誰でも通園制度試行的事業	
	の保育延長保育時間	30分	1時間	2時間	3時間	一般型	幼稚園型				地域交流	育児講座	保育需要への対応		
公立	認定こども園函館市つつじ保育園	○		○						○					
	小計	1		1						1					
私	函館花園認定こども園	○	○							○					
	認定こども園函館亀田港保育園						○	○		○					
	認定こども園函館石川保育園						○			○					
	認定こども園真宗寺保育園							○							
	認定こども園函館福ちゃん保育園		○				○	○							
	青い鳥保育園		○				○				○	○			
	五稜郭認定こども園														
	なかよし認定こども園		○					○							
	神山保育園		○												
	認定こども園つぐみ保育園		○				○	○						○	
	かぜのご認定こども園														
	あすなろ保育園						○							○	
	おおぞら保育園														
	認定こども園旭岡保育園		○				○	○							
	認定こども園コバト保育園													○	
	つくしの子保育園		○								○				
	函館大谷短期大学附属港認定こども園						○			○					
	認定こども園函館美原保育園		○				○	○		○					
	認定こども園函館桔梗保育園		○				○	○							
	赤川認定こども園		○				○	○		○					
	認定こども園函館市松陰保育園		○					○							
	中央認定こども園		○					○	○	○					
	亀田認定こども園		○					○							
	はまなす認定こども園		○				○	○							
	はこだて元町認定こども園		○					○							
	ゆりかご認定こども園		○					○							
	鍛冶さくら認定こども園		○				○	○		○					
	認定こども園杉の子保育園						○	○	○						
	認定こども園函館深堀保育園							○		○					
	人見認定こども園		○				○								
	認定こども園函館高砂保育園		○					○							
	いづみ認定こども園						○	○							
	認定 根崎こども園		○				○	○							
	認定こども園函館上湯川保育園							○							
	函館三育認定こども園		○		○		○	○							
	うみの星認定こども園		○					○							
	つくし認定こども園		○					○							
	駒場認定こども園		○					○							
立	函館大谷短期大学附属認定こども園							○							
	認定こども園函館ちとせ幼稚園						○	○							
	幼保連携型認定こども園							○	○						
	認定こども園 国の華幼稚園							○	○						
	認定こども園総合施設函館若葉幼稚園		○					○							
	認定こども園高丘幼稚園						○	○						○	
	南かやべ認定こども園							○		○					
	認定こども園太陽の子幼稚園							○							
	認定こども園第二太陽の子幼稚園		○					○							
	認定こども園函館ひかり幼稚園							○							
	認定こども園龍谷幼稚園							○							
	認定こども園花園大谷幼稚園							○							
	認定こども園函館大谷幼稚園							○							
	認定こども園さきょう幼稚園							○						○	
	認定こども園遺愛幼稚園						○	○							
	認定こども園遺愛旭岡幼稚園						○	○							
	認定こども園函館藤幼稚園							○							
	認定こども園カトリック湯の川幼稚園							○							
	認定こども園元町白百合幼稚園							○							
	認定こども園亀田ゆたか幼稚園							○							
	函館短期大学付属幼稚園							○							
	函館白百合学園幼稚園						○	○							
	函館あおい認定こども園							○							
	函館めぐみ幼稚園							○							
	函館短期大学つどの広場									○					
	大森浜子育てサロン									○					
	愛児園 病児保育室(市立函館病院)								○						
	私立計	2	26	0	1	0	23	48	2	1	12	2	1	0	5
	合計	3	26	1	1	0	23	48	2	1	13	2	1	0	5

※空欄部分は、該当施設での設定なし

(1) 特定教育・保育施設療育支援補助事業

事業開始 昭和 53 年度(旧障害児保育運営費補助事業)(平成 27 年度改正)
 内 容 心身に軽度や中度の障がい有し、集団保育が可能な児童を受け入れ、健
 常児と一緒に保育を行っている認可保育所および認定こども園に運営費を補
 助します。

実施状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数	8	7	4
利用延人数	174 人	180 人	124 人

令和 6 年度予算額 12,600 千円

費用の負担 認定こども園(幼稚園型)2 号, 3 号および認定こども園(保育所型)1 号のみ
 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3,道 1/3)の補助があり, その他は全額市費負担

(2) 保育所地域活動事業運営費補助金

事業開始 平成 2 年度(令和 4 年度改正)
 内 容 地域住民の多様化する保育需要に対応するため, 保育所が有する専門的機
 能を活用し事業を行っている認可保育所に運営費を補助します。

実施状況(令和 3 年度まで) (単位:か所)

区 分	令和 3 年度
世代間交流	0
保護者への育児講座	0
異年齢児との交流	0
計	0

実施状況(令和 4 年度から) (単位:か所)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
地域交流	0	1
地域の子育て家庭への育児講座	0	0
地域の特性に応じた保育需要への対応	0	0
計	0	1

令和 6 年度予算額 200 千円 ※令和 2・3・4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

費用の負担 全額市費負担

(3) 一時預かり事業運営費補助事業

事業開始 平成3年度(平成27年度改正)

内 容 保護者の就労や疾病, 入院等のほか, 育児に伴う心理的・身体的負担を解消するためなど, 一時的に保育を必要とする児童を受け入れる認可保育所, 幼稚園および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況

(単位:人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数	一般型	6,889	4,443	5,643
	幼稚園型	174,550	172,108	182,015

令和6年度予算額 214,922千円

費用の負担 補助基本額3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(4) 地域子育て支援拠点事業(再掲)

P.21に掲載

(5) 延長保育運営費補助事業

事業開始 平成2年度(平成27年度改正)

内 容 保護者の就労形態の多様化等に対応するため, 通常の利用時間以外の時間において, 引き続き保育を実施する認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況

(単位:か所)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準時間	30分延長	26	25	26
	1時間延長	0	0	0
	2時間延長	0	0	0
短時間	1時間延長	0	0	0
	2時間延長	0	0	2
	3時間延長	0	1	0
計		26	26	28

令和6年度予算額 14,071千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(6) 病児保育事業

事業開始 平成24年度(平成27年度改正)

内 容 仕事等で病気の生後6ヶ月から小学6年生までの児童を自宅で保育できないときに, 一時的に保育する病院等に運営費を補助します。

利 用 料 市民 日額 2,000円(減免制度あり)

市外に居住し保護者が市内に勤務している 日額 3,000円

令和6年度予算額 7,963千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(7) 実費徴収に係る補足給付事業

事業開始 平成 27 年度

内 容 子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、生活保護世帯等の保護者に対し、認可保育所、幼稚園および認定こども園において、支払うべき給食費(副食材料費)、教材費・行事費等の一部を補助します。

実施状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数	3	3	3
延人数	70 人	101 人	179 人

令和 6 年度予算額 376 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(8) こども誰でも通園制度試行的事業

事業開始 令和6年度

内 容 保護者の就労等の理由を問わず、生後6か月から3歳未満の子どもが、月に一定時間まで通園可能となる新たな制度として検討されている「こども誰でも通園制度」の本格実施に向け、試行的事業を実施し、地域や本市における利用者のニーズや制度実施に向けた課題、問題点の調査・分析を行います。

実施施設数 5施設

令和 6 年度予算額 40,437 千円

費用の負担 補助基本額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

3 令和6年度(2024年度) 函館市保育料

R6年4月1日現在

令和6年度(2024年度) 函館市保育料基準額表 (保育認定0~2歳児クラス)

第2子以降保育料無償化

令和6年4月から保護者の所得や第1子の年齢にかかわらず、第2子以降の保育料は無料となります。

1. 本基準額表の対象者

令和3年4月2日以降に生まれたお子さん(3歳未満児)が対象です。
令和6年度中に満3歳に達したお子さんは、令和6年度末までこの保育料基準額表の保育料がかかります。

2. 保育料の決定方法

保育料は、世帯の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)の課税状況や保護者の市町村民税所得割額の合計額をもとに階層を認定し、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)や世帯の状況等によって決定します。
保育料算定の市町村民税所得割額は、下記の税額控除によって減税されている場合、これらの金額を足し戻した額(減税前の額)で計算します。

- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・配当控除
- ・配当割額
- ・株式等譲渡所得割額控除
- ・外国税額控除
- ・寄附金税額控除

3. 多子世帯の保育料軽減

生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、年齢の高い子どもから第1子、第2子と数え、第2子以降の保育料は無料となります。(子どもの年齢は問いません。)
生計を一にする子どもが別居している場合は、生計を一にしていること(住込みをされている等)を記載した申立書の提出が必要となります。
なお、生計を一にする子どもが函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。

4. 課税状況が確認できない場合

未申告等により保育料の決定に必要な課税状況が確認できない場合は、最高階層D17の保育料で決定します。
非課税の場合も非課税であることを申告いただく必要があります。

(単位: 円/月)

階層区分		3歳未満児(0~2歳児クラス)						
		右記以外の世帯			ひとり親・障がい者世帯			
		第1子		第2子以降	第1子		第2子以降	
		標準時間	短時間	標準時間 短時間	標準時間	短時間	標準時間 短時間	
A	生活保護世帯または支援給付世帯 ^{※1}	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税が課税されていない世帯	0	0					
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯	7,800	7,600		3,900	3,800 ^{※2}		
C2	市町村民税所得割額が課税される世帯	24,300円未満	12,300		12,100	6,150		6,050
C3		24,300円以上 48,600円未満	16,700		16,400	7,850		7,700
D1		48,600円以上 53,100円未満	20,400		20,000	9,000		9,000
D2		53,100円以上 62,100円未満	21,800		21,400	9,000		9,000
D3		62,100円以上 77,101円未満	25,100		24,700	9,000		9,000
D4		77,101円以上 80,600円未満	25,100		24,700	25,100		24,700
D5		80,600円以上 98,600円未満	28,500		28,100	28,500		28,100
D6		98,600円以上 116,600円未満	32,900		32,300	32,900		32,300
D7		116,600円以上 134,600円未満	36,400		35,800	36,400		35,800
D8		134,600円以上 158,200円未満	40,000		39,400	40,000		39,400
D9		158,200円以上 171,900円未満	43,600		43,000	43,600		43,000
D10		171,900円以上 294,900円未満	47,600		46,700	47,600		46,700
D11		294,900円以上 366,900円未満	51,700		50,800	51,700		50,800
D12		366,900円以上 416,400円未満	55,800		54,900	55,800		54,900
D13		416,400円以上 456,600円未満	59,700	58,500	59,700	58,500		
D14		456,600円以上 491,700円未満	64,400	63,200	64,400	63,200		
D15	491,700円以上 523,800円未満	69,000	67,800	69,000	67,800			
D16	523,800円以上 556,800円未満	73,700	72,100	73,700	72,100			
D17	556,800円以上 589,800円未満	78,400	76,800	78,400	76,800			
D17	589,800円以上	86,200	84,600	86,200	84,600			

※1 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

※2 太枠で囲まれた市町村民税所得割額77,101円未満(階層区分C1~D3の一部)のひとり親・障がい者世帯は、第1子の保育料が軽減された金額となっております。

4 私立特定教育・保育施設に対する助成

(1) 質向上事業給付金

事業開始 平成 27 年度

内 容 私立の特定教育・保育施設において、特色のある教育・保育を実践するため、多様な教育・保育サービスを提供するための費用の一部を給付金として支給します。

実施状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数	41	43	46
給付金額	48,933 千円	50,286 千円	55,170 千円

令和 6 年度予算額 56,503 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 保育体制強化学業費補助金

事業開始 令和元年度

内 容 私立の特定教育・保育施設において、保育に係る周辺業務や園外活動時の見守り等を行う者を配置するための費用の一部を補助します。

実施状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数	18	23	26
給付金額	14,828 千円	23,315 千円	28,394 千円

令和 6 年度予算額 48,240 千円

費用の負担 補助対象額の 4 分の 3(国 1/2, 道 1/4)の補助があります。

5 認可外保育施設に対する助成

(1) 低年齢児保育対策事業

事業開始 平成 10 年度

内 容 女性の社会進出の増大や就労形態の多様化に伴い、低年齢児の保育ニーズが高まっていることから、認可外保育施設に入所する低年齢児の福祉向上を図ります。

補助状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数	1	1	1
補給金額	2,255 千円	2,255 千円	2,255 千円

令和 6 年度予算額 2,255 千円

費用の負担 全額市費負担

6 保育士等を確保するための取り組み

(1) 保育士等確保対策事業

事業開始	令和6年度
内 容	市内の保育士不足を改善するため、新規就労者の増加と離職防止を目的として、市内の保育所等に保育士等として新規就労した新卒・未経験者等および市内の保育所等で通算3, 6, 9年働いた保育士等へ奨励金を給付します。 ① 新規就労奨励金 初めて市内の認可保育所、幼稚園または認定こども園で常勤として働き、直接保育に従事する保育士、幼稚園教諭または保育教諭の方に 20 万円を給付します。ただし、渡島地域で就労経験がある方は除きます。 ② 継続就労奨励金 市内の保育所等で1年以上常勤の保育士等として直接保育に従事した期間の通算が、3年、6年、9年に達した方に、それぞれ10万円を給付します。
	令和6年度予算額 27,472 千円
	費用の負担 全額市費負担

(2) 保育士就職支援研修事業

事業開始	平成 29 年度
内 容	保育士資格を有しながら保育士として働いていない潜在保育士の職場復帰を支援するため、研修会を開催し、講義や実地研修のほか、施設見学や就職相談を実施します。 ① 潜在保育士の経験不足やブランクの解消を目的とした、保育士養成校の教授等による最新の知識や保育制度を学ぶための講義および施設見学 ② 職場環境に対する不安の解消や雇用条件のマッチングを目的とした、保育所の園長等による就職相談 ③ 現場での業務を経験することにより、保育士として働く自信をつけてもらうため、市内の保育所等に委託して実施する1人5日間の実地研修
	令和6年度予算額 384 千円
	費用の負担 事業費の2分の1の国庫補助があります。

7 児童福祉施設に対する助成

(1) 児童福祉施設産休等代替職員費補助事業

事業開始 平成 17 年度

内 容 児童福祉施設の保育士等職員が出産または傷病のため、長期休暇を必要とし、代替職員を任用した場合の所要経費を補助し、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、施設における児童の処遇を確保します。

実施状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請件数	6	3	2
補助金額	1,938 千円	840 千円	784 千円

令和 6 年度予算額 2,310 千円

費用の負担 全額市費負担

8 地域放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要

(1) 放課後児童健全育成事業

事業開始 平成 11 年度

利用状況 放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、その健全な育成を図ることを目的とし、父母会や NPO 法人などの団体が市からの委託を受け、運営しています。

学年別入所児童数 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区 分	総 数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数	2,909 (76)	695 (14)	598 (15)	579 (15)	462 (12)	338 (12)	237 (8)

※ ()は、障がいがある児童の内数

推 移

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	68	69	70
入所児童数	2,648 人	2,718 人	2,909 人

令和 6 年度予算額 1,101,151 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(2) 学童保育施設整備事業

事業開始 平成 15 年度

内 容 「函館市における放課後児童健全育成事業の基本的なあり方」に基づき、公共施設(学校内余裕教室等)の活用を推進します。

実施状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
整備施設数	0	1	0

令和 6 年度予算額 0 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

No.	小学校名	校区内の放課後児童クラブ	
		名称	実施場所
1	弥生小学校	共同学童保育所ちびっ子クラブ	学校併設
2	青柳小学校	学童保育所来夢	余裕教室
		学童クラブひのてん	民間専用施設
3	あさひ小学校	共同学童保育所どんぐりクラブ	民家等
4	中央小学校	学童クラブさんさんさん	民家等
5	北星小学校	学童保育所こぼとクラブ	余裕教室
6	八幡小学校	共同学童保育所第1風の子クラブ	民家等
		共同学童保育所第2風の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育所第3風の子クラブ	民家等
7	港小学校	学童保育所たんぼぼクラブ	児童館
		学童保育所第二たんぼぼクラブ	民家等
		学童保育所ひだまりクラブ	民家等
8	中島小学校	共同学童保育所たけのこクラブ	余裕教室
9	千代田小学校	国の華幼稚園キリンクラブ	認定こども園
10	柏野小学校	学童保育所わんぼくクラブ	民家等
		学童保育じゃんぷ杉並町クラブ	民家等
11	大森浜小学校	大森浜学童保育所あかねキッズクラブ大森浜	児童館
		学童保育所にっこにこクラブ	民家等
		あおぞら共同学童保育所	民家等
12	駒場小学校	学童保育所ぼうけんクラブ	余裕教室
		学童保育所乃木ぼうけんクラブ	民間専用施設
13	深堀小学校	学童保育所スマイルキッズクラブ	民間専用施設
		学童保育所スマイルキッズクラブⅡ	民間専用施設
14	日吉が丘小学校	日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉	余裕教室
		日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉第2	余裕教室
15	北日吉小学校	共同学童保育所ポップクラブ	余裕教室
		学童保育所日吉クラブ	民家等
16	湯川小学校	湯川共同学童保育所はらっばクラブ	民家等
17	高丘小学校	高丘幼稚園学童クラブスピリッツ	認定こども園
18	上湯川小学校	学童保育所すずらんクラブ	余裕教室
19	旭岡小学校	学童保育所にじのはなクラブ	民家等
20	銭亀沢小学校	共同学童保育所キティーズクラブ	余裕教室
21	桔梗小学校	共同学童保育所さきさきょうクラブ第1	民家等
		共同学童保育所さきさきょうクラブ第2	民家等
		アフタースクールライラック	認定こども園
		学童保育所いちばん星クラブいちばん	民間専用施設
		学童保育所いちばん星クラブほし	民間専用施設
22	中の沢小学校	学童保育所いちばん星クラブすばる	民間専用施設
		共同学童クラブ宝島	児童館
23	北昭和小学校	学童アライブ	幼稚園
		学童保育所ランブ *	民家等
		学童保育所森の聖	民家等
24	昭和小学校	学童保育所森のきのこ	民家等
		共同学童保育所昭和ありんこクラブ	民家等
25	亀田小学校	共同学童保育所昭和ありんこクラブ1丁目	民家等
		学童保育じゃんぷ昭和クラブ	民家等
		チャイルドケアスコーラー	民家等
26	赤川小学校	共同学童保育所亀田ありんこクラブ第1	余裕教室
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ第2	余裕教室
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ第3	余裕教室
		放課後児童クラブらるご	余裕教室
27	中央小学校	学童クラブてんからとんころ	民家等
28	北美原小学校	美原共同学童保育所どじょっ子クラブ	余裕教室
		共同学童保育所元気クラブ	児童館
		学童保育所北美原たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第2たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第3たいようクラブ	民家等
		学童保育所楽	民家等
29	鍛神小学校	学童保育所キッズクラブえがお *	民間専用施設
		学童保育所「ひかりのおくりものいっ種」	民間専用施設
		共同学童保育所海の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育所海の子クラブ第2	余裕教室
30	神山小学校	学童保育所地蔵っ子クラブ	民間専用施設
		学童保育所第二地蔵っ子クラブ	民間専用施設
31	東山小学校	学童保育所おひさまいるクラブ	民家等
		学童保育所第二おひさまいるクラブ	民家等
		学童保育所第三おひさまいるクラブ	民間専用施設
32	本通小学校	共同学童保育所本通クラブ	民家等
33	南本通小学校	花園学童クラブ	民家等
合計		70か所	

※「*」が付いているクラブは市の委託を受けておりません。

青少年健全育成

1 放課後子ども教室推進事業

事業開始 平成 19 年度

内 容 放課後に小学校の余裕教室等を活用した安心・安全な子どもの活動場所を設け、地域の方々の参画を得て、遊びや体験活動などを実施します。

開催状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数	96 回	123 回	169 回
延参加児童数	3,340 人	4,907 人	6,233 人

令和 6 年度予算額 4,258 千円

費用の負担 補助対象額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

2 街頭補導活動

事業開始 昭和 34 年度

内 容 青少年の非行を未然に防止し、早期に適切な指導を行うため、育成補導員および少年補導委員が、カラオケボックス、ゲームセンターなどを巡回します。

実施状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補導	6 人	16 人	21 人
注意	286 人	418 人	521 人

令和 6 年度予算額 895 千円

費用の負担 全額市費負担

3 有害図書等販売状況一斉立入調査

内 容 北海道青少年健全育成条例に基づき、書店やカラオケボックス等への一斉立入調査を 11 月に実施し、青少年の健全育成の立場から店主等への指導および協力依頼を行います。

実施状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調査件数	22 件	21 件	20 件

4 地域子ども交歓会への賞状の交付

内 容 少年野球等の交歓会に対して賞状を交付し、地域相互の友情と健康で明るい子どもの育成を図ります。

実施状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付交歓会	2件	2件	2件
賞状	14枚	15枚	15枚

令和6年度予算額 1千円

費用の負担 全額市費負担

5 青少年育成フォーラム

事業開始 昭和58年度

内 容 青少年の健全育成を図るため、保護観察所、渡島総合振興局、函館地区保護司会との共催によりフォーラムを開催するもので、内閣総理大臣や北海道知事のメッセージ伝達や少年の主張渡島地区大会入賞者の発表などを行います。

令和6年度予算額 5千円

費用の負担 共催している各関係機関において、役割に応じて予算の範囲内で負担

6 青少年活動表彰

事業開始 昭和46年度

内 容 青少年活動に顕著な功績のあった方や他の模範となる行いをした方などを表彰し、青少年の健全育成を推進します。

実施状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青少年育成功労賞	4人	3人	1人
勤労青少年サークル育成指導賞	該当なし	該当なし	該当なし
ジュニア活動賞	2人	該当なし	該当なし
青少年活動貢献賞	該当なし	該当なし	該当なし

令和6年度予算額 69千円

費用の負担 全額市費負担

7 青少年自立支援事業

事業開始 平成 24 年度

内 容 自立援助ホームの入所者の就労および自立を促進するため、自立援助ホーム入所者が普通自動車運転免許を取得する際の経済的な支援を図ります。

令和 6 年度予算額 150 千円

費用の負担 全額市費負担

8 子どもの居場所づくり推進事業

事業開始 令和 6 年度

内 容 学習習慣の定着および健全育成を図り、安全で安心して過ごすことができる多様な子どもの居場所づくりを促進するため、町会館等において、子どもの自主性を生かした学習支援等を行います。

令和 6 年度予算額 2,053 千円

費用の負担 補助対象額の 3 分の 2 の国庫補助があります。

各種手当・助成

1 各種手当制度

(1) 遺児手当

事業開始 昭和 48 年 12 月 1 日 (平成 8 年 4 月 改正)
 内 容 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある, 父および母を失った遺児または不慮の事故, 災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に手当を支給します。

手当月額 父および母を失った遺児 1 人につき
 ① 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 3,000 円
 ② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで (①を除く) 5,000 円
 不慮の事故または災害により父母のいずれかを失った遺児 1 人につき
 ② 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 1,500 円
 ③ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで (①を除く) 2,500 円

支給状況 (各年度 4 月 1 日 現在 単位: 人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
受給者数	父母を失った者	12	14	12	14	
	父母のいずれかを失った者	12	9	8	8	
対象遺児数	父母を失った者	①	9	10	9	11
		②	5	5	5	8
	父母のいずれかを失った者	①	13	11	9	7
		②	6	5	4	7

注) ①, ②は手当月額欄を参照

令和 6 年度 予算額 1,272 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 児童手当

事業開始	昭和 47 年1月1日	
内 容	<p><児童手当></p> <p>中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に手当を支給します。なお、平成24年6月分以降に、一定の所得要件を満たす方に支給します。</p> <p><特例給付></p> <p>平成24年6月分以降の児童手当の受給者で、所得制限により児童手当を受給できない方に支給します(当面の間の特例措置です)。</p> <p>※令和4年6月分から、児童を養育している方の所得が所得上限額以上の場合、児童手当等は支給しません。</p>	
手当月額	3歳未満	15,000円
	3歳以上小学校修了前第1子および第2子	10,000円
	3歳以上小学校修了前第3子以上	15,000円
	小学校修了後中学校修了まで	10,000円
特例給付		5,000円

支給状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付
受給者数	12,638	574	12,097	254	11,673	269
対象児童数	19,981	948	19,048	418	18,279	427

令和6年度予算額 3,343,945千円

<児童手当法の一部改正について(令和6年10月~)>

児童手当制度が改正され、所得制限の撤廃、支給対象児童を高校生年代(18歳年度末)までに拡大、第3子以降の児童の手当額の加算分(多子加算)が増額、多子加算の算定対象が22歳年度末の子どもまで拡大、さらには、支給月が年6回になりました。

手当月額	3歳未満	15,000円
	3歳以上高校修了前	10,000円
	第3子以降	30,000円(児童年齢区分不問)

※「第3子以降」とは、要件児童の要件を満たす22歳の誕生日以後最初の3月31日までの児童を年齢の高い方から数えて3番目以降をいいます。

費用の負担	区 分	国	道	市
	3歳未満	被用者	37/45(5/5)	4/45(-)
非被用者		4/6(13/15)	1/6(1/15)	1/6(1/15)
3歳以上	第1子,第2	4/6(7/9)	1/6(1/9)	1/6(1/9)
小学校修了前	第3子以降	4/6(7/9)	1/6(1/9)	1/6(1/9)
中学生(,高校生)		4/6(7/9)	1/6(1/9)	1/6(1/9)

※高校生は制度改正以降追加

(3) 児童扶養手当

事業開始 昭和 37 年1月1日
内 容 父または母がいない(離婚, 死亡等のほか父または母が精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合, 生死不明, 遺棄, 拘禁等を含む。)または父母ともいない 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある(精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合は 20 歳未満の)児童の養育者に対し手当を支給することにより, その生活の安定を図ります。

手当月額 児童 1 人の場合 10,740 円～45,500 円
児童 2 人目加算額 5,380 円～10,750 円
児童 3 人目以降加算額 3,230 円～ 6,450 円
※ 手当月額は所得金額によって異なります。

支給状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	3,225	3,026	2,880
対象児童数	4,593	4,276	4,034

令和 6 年度予算額 1,403,832 千円

<児童扶養手当法の一部改正について(令和6年11月～)>

児童扶養手当制度が改正され, 所得限度額の引き上げ, 第3子以降の加算額が引き上げられました。

手当月額 児童 1 人の場合 10,740 円～45,500 円
児童 2 人目加算額 5,380 円～10,750 円
児童 3 人目以降加算額 5,380 円～10,750 円
※ 手当月額は所得金額によって異なります。

費用の負担 負担対象額の 3 分の 1 の国庫負担があります。

2 各種助成制度

(1) 子ども医療費助成

事業開始 昭和 48 年 6 月 1 日
 内 容 満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもが、医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成します。
 受給資格のある全ての子どもの医療費について自己負担が無料です。

助成方法 北海道内の医療機関:現物給付 その他:現金給付

医療費の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者(年間平均:人)	19,457	18,803	22,523
受診件数(年間)	240,800	238,105	352,800
1人当たり(件)	12.4	12.7	15.7
助成費(年間)	395,865,279	433,519,691	787,982,211
1人当たり(円)	20,346	23,056	34,986
1件当たり(円)	1,644	1,821	2,234

令和 6 年度予算額 619, 244 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の道費補助があります。

(2) ひとり親家庭等医療費助成

事業開始 昭和 48 年 9 月 1 日
 内 容 20 歳未満の子とひとり親家庭の母または父が医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成します。
 受給資格のある全ての子どもの医療費について自己負担が無料です。

※母または父は入院および指定訪問看護のみ助成。

助成方法 北海道内の医療機関:現物給付 その他:現金給付

医療費の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者(年間平均:人)	7,437	7,101	7,056
受診件数(年間)	43,220	42,666	52,337
1人当たり(件)	5.8	6.0	7.4
助成費(年間)	101,338,265	106,158,400	146,889,819
1人当たり(円)	13,626	14,950	20,818
1件当たり(円)	2,345	2,488	2,807

令和 6 年度予算額 121, 877 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の道費補助があります。

ひとり親家庭に対する支援

1 ひとり親家庭に対する支援策

(1) ひとり親家庭サポート・ステーション

事業開始 昭和 28 年度

内 容 母子家庭・父子家庭や寡婦の方の各種の相談に応じるため、「ひとり親家庭サポート・ステーション」(令和元年 7 月に「母子・父子自立支援・女性相談室」から名称変更)に専門の相談員(母子・父子自立支援員)(会計年度任用職員 5 人)を配置しています。

設置場所 福祉事務所子育て支援課内, 福祉事務所亀田福祉課内

相談状況 (単位:件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活一般	808 (30)	836 (44)	774 (25)
うちDV関係	6 (0)	9 (0)	5 (0)
児 童	204 (18)	231 (14)	233 (17)
生活援護	1,020 (98)	1,024 (70)	970 (61)
そ の 他	91 (0)	69 (1)	153 (0)
計	2,123 (146)	2,160 (129)	2,130 (103)

※()内は総数のうち父子相談の件数

令和 6 年度予算額 253 千円(ひとり親家庭関連事務費)

費用の負担 全額市費負担

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

事業開始 母子福祉資金 昭和 39 年 7 月 1 日, 寡婦福祉資金 昭和 44 年 11 月 1 日

※中核市移行により北海道から移管(平成 17 年 10 月)

父子福祉資金 平成 26 年 10 月 1 日

内 容 母子家庭および父子家庭ならびに寡婦家庭の生活の安定と経済的自立更生を図るため, 必要な各種資金の貸付をします。

令和 6 年度予算額 126,115 千円

費用の負担 全額市費負担

貸付金の種類(令和6年度)

(令和6年4月1日現在)

貸付金の種類	貸付対象者	貸付金の貸付限度額		据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団 体	3,470,000円以内 (団体5,220,000円以内)		貸付の日から 1年間	据置期間経 過後 7年以内	無利子 ※1
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団 体	1,740,000円以内 (団体1,740,000円以内)		貸付の日から 6か月	据置期間経 過後 7年以内	無利子 ※1
修学資金	母子・父子家 庭の児童 父母の ない 児童 寡婦の子	高校	私立月額 52,500円以内 公立月額 34,500円以内	卒業後6か月	据置期間経 過後 20年以内	無利子
		高専	私立月額 115,000円以内 公立月額 76,500円以内			
		短大	私立月額 131,000円以内 公立月額 96,500円以内			
			大学			
		大学院	修士課程 132,000円以内 博士課程 183,000円以内			
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 68,000円以内 (自動車運転免許取得の場合 460,000円以内)(特 別の場合816,000円以内)		習得期間満了後 1年間	据置期間経 過後 20年以内	無利子 ※1
修業資金	母子・父子家庭の 児童 父母の ない 児童 寡婦の子	月額 68,000円以内 (特別の場合460,000円以内)		技能習得後 1年間	据置期間経 過後 20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の 児童 父母の ない 児童 寡婦	105,000円以内 (特別の場合340,000円以内)		貸付の日から 1年間	据置期間経 過後 6年以内	無利子※2
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の 児童 寡婦	340,000円以内 (特別の場合480,000円以内) (介護の場合500,000円以内)		医療または介護を受 ける期間満了後 6か月	据置期間経 過後 5年以内	無利子 ※1
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 108,000円以内 (生計中心者でない場合は現に扶養する子の いない寡婦70,000円以内) (技能習得期間中の場合 141,000円以内)		技能習得,医療介護 生活安定貸付期間 満了後6か月	据置期間経過 後 技能習得20年 以内 医療介護5年 以内 生活 8年 以内 失業 5年 以内	無利子 ※1
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	1,500,000円以内 (特別の場合2,000,000円以内)		貸付の日から 6か月	据置期間経 過後 6年以内(特 別な場合7 年以内)	無利子 ※1
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	260,000円以内		貸付の日から 6か月	据置期間経 過後 3年以内	無利子 ※1
就学支度資金	母子・父子家 庭の児童 父母の ない 児童 寡婦の子	小学校 64,300円以内 中学校 81,000円以内 高校 160,000円以内 (私立または専修学校の 高等課程 420,000円以内) 大学,短大,大学院 420,000円以内 (私立または専修学校の 専門課程 590,000円以内) 修業施設 282,000円以内	卒業後6か月	据置期間経 過後 20年以内	無利子	
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦の子	320,000円以内		貸付の日から 6か月	据置期間経 過後5年以 内	無利子 ※1

※1 連帯保証人を立てた場合は無利子,連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

※2 子にかかる申請の場合は,連帯保証人の有無に関わらず無利子となります。

本人にかかる申請の場合は,連帯保証人を立てた場合は無利子,連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

貸付金の実施状況

(単位:件,千円)

資金の種類	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
事業継続	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
修学	母子	50	34,271	44	36,413	46	33,206
	父子	8	5,530	4	3,583	3	3,105
	寡婦	1	1,032	2	1,536	2	840
技能習得	母子	2	1,116	4	1,763	0	0
	父子	1	100	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
修業	母子	1	792	2	834	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
就職支度	母子	0	0	1	100	3	670
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
医療介護	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
生活	母子	8	1,640	5	1,280	5	1,221
	父子	0	0	1	75	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
住宅	母子	0	0	0	0	1	1,500
	父子	0	0	0	0	1	640
	寡婦	0	0	0	0	0	0
転宅	母子	4	797	0	0	1	69
	父子	0	0	1	260	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
就学支度	母子	35	13,054	34	14,990	35	11,817
	父子	2	957	0	0	3	890
	寡婦	2	980	0	0	0	0
結婚	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
計	母子	100	51,670	90	55,380	91	48,483
	父子	11	6,587	6	3,918	7	4,635
	寡婦	3	2,012	2	1,536	2	840

(3) 母子生活支援施設(母子ホーム)

内 容 母子家庭の母と子が一緒に入所する施設で、自立できるまでの期間、常駐する母子指導員等が、生活全般を支援します。

入所状況 (各年度4月1日現在)

1(3)母子生活支援施設

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
松陰母子ホーム	18世帯	41人	18世帯	40人	18世帯	43人	18世帯	45人
高砂母子ホーム	20世帯	51人	19世帯	49人	19世帯	50人	18世帯	45人
計	38世帯	92人	37世帯	89人	37世帯	93人	36世帯	90人

令和6年度予算額 165,936千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担があります。

(4) 身元保証人確保対策事業

事業開始 平成19年度

内 容 母子生活支援施設に入所中または退所した母子に対し、就職やアパート等の賃貸時、就職時、大学・高等学校など教育機関入学時、入院時に、身元保証人を確保し、社会的自立を支援します。

令和6年度予算額 86千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫補助があります。

(5) 母子・父子福祉センター

内 容 母子・父子家庭・寡婦の方々を対象に各種の相談に応じるとともに、自立促進のための技能習得事業や生きがいを深め、健康で明るい生活を送ってもらうための趣味・教養教室を開催します。

所在地 若松町33番6号 函館市総合福祉センター3階

面積 471.49㎡(共用部分は除く。)

委託先 (社福)函館市社会福祉協議会

開館 平成6年4月1日

開館時間 午前9時～午後9時

設備 技能習得室、教養娯楽室、相談室、会議室、保育室、事務室

令和元年度実施事業

技能習得事業(ワード教室、エクセル教室)

趣味・教養等教室(料理、歌謡、ヨガ、書道、体操他)

利用状況 (単位:件,人)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
技能習得室	43	380	83	656	82	1,112
教養娯楽室	234	1,500	226	1,661	361	2,795
保育室	30	164	31	204	34	243
第1会議室	333	2,368	382	2,495	301	2,774
第2会議室	373	2,282	395	2,472	417	3,298
計	1,013	6,694	1,117	7,488	1,195	10,222

令和6年度予算額 保健福祉部所管

(6) ひとり親家庭のしおり

事業開始 平成 6 年度

内 容 ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した冊子を作成し、ひとり親になられた方等へ配付します。

令和 6 年度予算額 660 千円 (1,000 部)

費用の負担 ふるさと寄付金

(7) ひとり親家庭等日常生活支援事業

事業開始 平成 16 年度

内 容 ひとり親家庭等の方が、疾病等の理由で一時的に生活援助等のサービスが必要な場合に、その生活を支援する者を派遣します。

① 生活援助 利用者の居宅において、利用者が在宅している際に食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、買い物等の支援を行います。

② 子育て支援 支援員の居宅において、乳幼児の保育や小学 6 年生までの児童を預かります。(令和4年度から実施)

実施団体 (社福)函館市社会福祉協議会(生活援助)

(株)ケア・スキル(ヘルパーステーション笑福)(生活援助)

チャイルド・サポート・あひる(子育て支援)

利用時間 午前 8 時～午後 6 時

利用料金 生活保護, 市民税非課税世帯 無料(生活援助, 子育て支援)

(1 時間あたり) 児童扶養手当支給水準の世帯 150 円(生活援助), 70 円(子育て支援)

その他の世帯 300 円(生活援助), 150 円(子育て支援)

令和 6 年度予算額 1,556 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

実施状況

(単位: 日)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	生活援助	278	301	185
	子育て支援	—	6	—

(8) 母子家庭等自立支援給付金支給事業

事業開始 平成 16 年度

内 容 母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発に対する取り組みを支援し、資格取得期間中の安定した修業環境の提供や経済的自立を促進するために各種給付金を支給します。

① 自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座の受講者に受講料の一部を支給します。

一般・特別教育訓練受講の場合 12,000 円～200,000 円(上限)

専門実践教育訓練受講の場合 1,600,000 円(上限)

(受講料の 60%, 雇用保険の対象となる場合はその差額)

② 高等職業訓練促進給付金等

ア 高等職業訓練促進給付金

看護師, 介護福祉士, 保育士, 歯科衛生士, 美容師, 調理師, 製菓衛生師などの資格取得のため 1 年以上(令和 3 年度から半年以上)養成機関で修業する者に対し, 生活の負担の軽減を図るため, 申請月以降の修業期間(上限 4 年間)に次の給付金を支給します。

市民税非課税世帯	月額	100,000 円(最終年は 140,000 円)
上記以外の世帯	月額	70,500 円(最終年は 110,500 円)

イ 高等職業訓練修了支援給付金

・市民税非課税世帯 50,000 円

・上記以外の世帯 25,000 円

実施状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援教育訓練給付金	3人	7人	3人
高等職業訓練促進給付金	11人	12人	12人

令和 6 年度予算額 17,421 千円

費用の負担 補助基準額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

(9) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

事業開始 平成 16 年 7 月

※中核市移行により、平成 17 年 10 月北海道から移管、以降北海道と函館市の合同で運営

内 容 母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦に対する総合的な自立支援策の一環として、就業相談、講習会などを柱とした事業を展開し、就業を促進します。

(就業相談員 1 名、就業促進員 1 名を配置)

所 在 地 若松町 35 番 16 号

委 託 先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就業相談	174 件	201 件	214 件
企業訪問	56 件	78 件	80 件
就業実績	17 人	23 人	22 人

令和 6 年度予算額 4,438 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(10) 母子自立支援プログラム策定事業

事業開始 平成 19 年 4 月

内 容 就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行います。

所 在 地 若松町 35 番 16 号

委 託 先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
プログラム策定件数	11 件	11 件	17 件
就業実績	9 人	13 人	11 人

令和 6 年度予算額 240 千円

費用の負担 補助基準額の 10 分の 10 の国庫補助があります。

(11) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

事業開始 平成 28 年度

内 容 高校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親および児童が、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の学び直しを支援し給付金を支給します。

実施状況 (単位:件)

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請件数	0	2	1

令和 6 年度予算額 175 千円

費用の負担 補助基準額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

(12) ひとり親家庭等子どものための学習支援事業

事業開始 平成 30 年度

内 容 訪問相談支援員がひとり親家庭等を訪問し、学習支援を必要とする子どもを把握するとともに、月 1 回程度訪問し、ひとり親等の相談に応じるほか、子どもに対しても基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行う。

実施状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援児童数	19人	19人	19人

令和 6 年度予算額 3,018 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(13) ひとり親家庭技能習得支援給付金支給事業

事業開始 令和元年度

内 容 高等職業訓練促進給付金を受給しながら看護師等の資格の取得を目指す者を対象に、授業料等の経済的負担の軽減を図るため、補助金を支給します。授業料等に係る費用の 50% (50 万円上限) を支給 (同様の制度との調整あり)

実施状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給件数	6人	5人	7人

令和 6 年度予算額 3,288 千円

費用の負担 全額市費負担

(14) ひとり親家庭等就労自立支援給付金支給事業

事業開始 令和元年度
内 容 自立支援プログラム策定事業を利用して就職し、雇用保険の被保険者となった者を対象に、経済的負担の軽減と仕事への意欲向上を図るため、就職の支度に必要な費用として3万円の補助金を支給します。

実施状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	相談会	延14人
受給件数	7人	11人	10人		11人

令和6年度 予算額 390千円

費用の負担 全額市費負担

(15) 養育費確保支援事業

事業開始 令和4年度
内 容 ひとり親が養育費の取り決めのために要した経費や、養育費の保証契約締結のために要した経費の一部を補助します。

〈補助限度額〉

・養育費の取り決め 上限 3万円

・養育費保証契約 上限 5万円

年 度	令和4年度	令和5年度
受給件数	11人	36人

令和6年度 予算額 690千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。

母子の健康確保と増進

母子保健は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育つことを目的に、主に思春期から妊娠・出産・子育ての時期における一連の支援を行っています。

母子保健事業は、主として母子保健法、児童福祉法、予防接種法に基づき行われています。

健康診査	妊婦健康診査, 産婦健康診査, 乳幼児健康診査(4か月児, 10か月児, 1歳6か月児, 3歳児), 乳幼児歯科健康診査, 新生児聴覚検査事業等
健康相談	妊産婦・乳幼児健康相談, 発達相談, 思春期保健相談等
保健指導	健康教育, 訪問指導, 医療機関との連携, 乳児家庭全戸訪問事業等
療養援護	育成医療給付, 小児慢性特定疾病医療費支給 不育症治療費助成, 未熟児養育医療給付, 妊産婦健診交通費等助成事業等
予防接種	定期予防接種

1 健康診査

(1) 妊婦健康診査

事業開始 平成9年度(平成26年度から道協定参加)

内 容 妊婦の異常を早期に発見し,安全な分娩ができることを目的とした妊婦健康診査を医療機関に委託し,その費用の一部を助成しています(助成回数14回)

実施状況

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診票交付数(件)		1,221	1,124	1,018
受診者数(延人数)(人)		13,499	12,516	11,679
受診結果等 (人)	異常なし(延人数)	13,134	12,119	11,364
	有所見(延人数)	213	225	157
	償還払(延人数)	152	172	158

注) 里帰り出産等のため他市町村で受診した妊婦に対し健診費用の償還払を実施。

令和6年度予算額 72,350千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 産婦健康診査

事業開始 平成 29 年度(8 月 1 日実施)(令和 3 年度から道協定参加)
 内 容 出産後間もない産婦の心身の不調や産後うつ等を把握し、産後ケア等必要な支援を実施するため、産後 2 週間および 1 か月の健康診査に要する費用を助成しています。

実施状況

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(延人数) (人)		1,551	1,503	1,393
受診結果等 (延人数) (人)	異常なし	1,475	1,372	1,296
	要経過観察※	62	101	70
	要精密検査	-	-	-
	要治療	14	30	27

令和 6 年度予算額 7,645 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

※令和 3 年度からは「要支援」

(3) 乳幼児健康診査

内 容 発育、発達の節目である生後 4 か月、10 か月、1 歳 6 か月および 3 歳の時点で疾病や異常を早期に発見し、適切な保健指導を行い、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施しています。その結果、発達遅滞が疑われる乳幼児を対象に経過観察健診を、幼児肥満である児を対象に小児肥満フォロー健診(のびっこ健診)を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施しています。

乳幼児健康診査

年 度	令和3年度				令和4年度				令和5年度				
	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	
実施回数(回)	49	49	50	48	47	47	49	50	50	50	51	49	
対象者数(人)	1,224	1,295	1,230	1,140	1,066	1,075	1,125	1,302	984	1,039	1,096	1,188	
受診者数(人)	1,203	1,232	1,226	1,117	1,047	1,045	1,112	1,306	976	1,020	1,074	1,177	
受診率(%)	98.3	95.1	99.7	98.0	98.2	97.2	98.8	100.3	99.2	98.2	98.0	99.1	
判定区分 (延数:人)	異常なし	1,156	1,168	1,052	821	997	951	904	913	938	921	914	830
	要指導	30	61	171	234	43	92	204	313	32	98	160	258
	要精健	17	3	3	62	7	2	4	80	6	1	0	89

経過観察健診

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施回数(回)	12	12	12	
対象者数(人)	54	93	103	
受診者数(人)	実 数	48	76	82
	延 数	55	85	98
判定区分 (実受診者: 人)	改 善	39	64	67
	要観察	9	12	15
	他機関紹介	0	1	2

小児肥満フォロー健診(のびっこ健診)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施回数(回)	12	12	12	
対象者数(人)	44	53	50	
受診者数(人)	実 数	32	34	30
	延 数	44	56	47
判定区分 (実受診者:人)	改 善	9	7	11
	要観察	23	26	19
	要精健	0	1	0

令和 6 年度予算額 1,525 千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 乳幼児歯科健康診査

内 容 1歳6か月児, 3歳児に対する歯科健康診査のほか, 乳幼児を対象とした歯科保健指導, 予防処置(フッ化物塗布)を, 函館歯科医師会に委託して実施しています。

1歳6か月児歯科健康診査 (単位:人, 本)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数		1,230	1,124	1,096
受診者数		1,224	1,111	1,074
むし歯なし	O1	1,024	1,046	1,006
	O2	186	54	52
むし歯あり	A型	12	10	16
	B型	2	0	0
	C型	0	1	0
むし歯の総数		30	23	28
現在の歯 数		18,706	16,902	16,279
異常のあった児	軟組織	52	58	54
	咬合等	169	195	179
	その他	51	70	80

(注) O₁ : むし歯がなく, かつ口腔環境が良い。(むし歯の危険因子が少ない)

O₂ : むし歯はないが, 口腔環境が悪い(むし歯の危険因子が多い)ので近い将来むし歯の発生が予測される。

A型: 上顎前歯部のみ, または臼歯部のみにむし歯のある者

B型: 上顎前歯部および臼歯部にむし歯のある者

C型: 下顎前歯部または下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

3歳児歯科健康診査 (単位:人, 本)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
対象者数		1,140	1,302	1,188	
受診者数		1,123	1,303	1,172	
むし歯なし		901	1,096	1,026	
むし歯あり	A型	150	139	103	
	B型	69	59	41	
	C型	C1	1	1	0
		C2	2	8	2
むし歯の総数		771	708	449	
うち処置歯数		105	86	43	
現在の歯数		22,349	25,987	23,389	
異常のあった児	軟組織	30	12	41	
	咬合等	180	187	251	
	その他	54	105	84	

(注) C₁ : 下顎前歯部のみにむし歯のある者

C₂ : 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

幼児歯科健康診査(フッ化物塗布) (単位:件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	2,413	2,418	2,099

令和6年度予算額 8,109千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。(フッ化物塗布)

(5) 新生児聴覚検査

事業開始 令和3年度(令和3年度から道協定参加)
 内 容 聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成しています。

新生児聴覚検査(公費助成) (単位:件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受検者数	969	908	823

令和6年度予算額 2,814千円
 費用の負担 全額市費負担

2 健康相談

(1) 妊産婦乳幼児健康相談

内 容 妊娠, 出産, 育児に関する心配事や不安の解消のため, 保健師や管理栄養士等により電話相談や来所相談に応じています。

実施状況 (単位:件)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数		2,464	2,517	2,219
保健師	計	2,410	2,461	2,162
	来 所	136	106	99
	電話・メール	2,274	2,355	2,063
栄養士	計	54	56	57
	来 所	19	27	34
	電話・メール	35	29	23

(2) 発達相談

内 容 乳幼児健康診査等を通じて把握された精神発達上の問題を持つ幼児を対象に, 個々の状況に応じ心理士による助言, 指導のほか, 障がいの早期発見と適切な療育への処遇を目的として実施しています。

実施状況 (単位:人)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数	実 数	189	201	315
	延 数	231	230	367
相談内容 (実数)	精神発達	175	176	229
	言 語	8	12	32
	その他	6	13	54
処 遇 (実数)	他機関紹介	43	53	110
	継続観察	144	147	202
	中断他	0	0	0
	終 了	2	1	3

(注) その他:子育てサロン, 医療機関, 幼稚園, 保育所からの紹介

(注) 中断他:転出等によるもの

(3) 心理相談

内 容 訪問指導等を通じて把握された、心の問題を持つ母親等を対象に、心理士による心理社会的要因の評価、個々の状況に応じた助言、指導等を行っています。

実施状況 (単位:人)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数	実 数	2	3	5
	延 数	4	6	7
相談形態 (実人数)	来 所	2	2	2
	電 話	2	1	0
	※同伴訪問	0	0	3
処 遇 (実数)	他機関紹介	0	0	0
	継続観察	2	3	5
	中断他	0	0	0
	終了	0	0	0

※心理士と保健師の同伴訪問

(注) 中断他: 転出等によるもの

(4) 思春期保健相談

内 容 思春期における様々な問題に対し、来所や電話等による相談を行っています。

実施状況 (単位:人)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
来 所	実 数	0	0	0
	延 数	0	0	0
電 話	実 数	122	95	56
	延 数	126	95	56
訪 問	実 数	0	0	0
	延 数	0	0	0

3 保健指導

(1) 妊娠の届出および母子健康手帳の交付

内 容 妊娠届は、妊娠から出産・子育てにわたるまで一貫した母子保健対策を実施するための出発点として、大切なものです。届出に基づき母子健康手帳を交付し、妊婦、産婦および乳幼児に関する保健・育児の情報を提供しています。

実施状況 (単位:件)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数		1,150	1,044	961
妊娠週数	11週以内	1,101	996	907
	12～19週以内	38	36	41
	20～27週以内	5	5	11
	28週以上	4	4	0
	出産後届出	2	3	2
	不 詳	0	0	0

令和6年度予算額 146千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 健康教育

内 容 妊産婦・乳幼児やその家族、思春期の子やその親を対象に、健康の保持増進、正しい知識の普及を目的に各種教室を開催するとともに、要請により職員を講師として地域等に派遣しています。

健康教室等実施状況

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数(回)	受講者数(人)	開催回数(回)	受講者数(人)	開催回数(回)	受講者数(人)
両親学級	6※1	160	10	209	11	298
思春期保健講演会	1※2	352	0※3	0	1	130
思春期教室	30	2,501	32※4	2,566※4	33※4	2,729※4

(注) 思春期教室の中学校実施分については平成24年度から「函館・性と薬物を考える会」に委託

※1 新型コロナウイルス感染拡大のため、R2年度、R3年度は開催回数、定員を変更

※2 新型コロナウイルス感染拡大のため、R3年度はオンライン・アーカイブ配信にて開催

※3 新型コロナウイルス感染拡大のため、R4年度は中止

※4 北星小学校実施分を含む(R4年度1回20人、R5年度1回15人)

健康教育講師派遣実施状況

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		母子保健	栄 養	母子保健	栄 養	母子保健	栄 養	
総 数	回 数(回)	1	1	1	2	4	4	
	参加者数(人)	15	5	9	15	66	52	
講師派遣先	地域住民組織	回 数(回)	1	1	1	2	4	4
		参加者数(人)	15	5	9	15	66	52
	その他	回 数(回)	0	0	0	0	0	0
		参加者数(人)	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問指導

ア 妊産婦

内 容 健康相談等で把握した支援の必要な妊産婦に対し、保健師による訪問指導を実施しています。

実施状況

(単位:人)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数	実 数	843	891	863
	延 数	888	925	875
妊 婦	実 数	21	11	22
	延 数	31	14	23
産 婦	実 数	822	880	841
	延 数	857	911	852

※令和元年度から、助産師等の資格を有する母子保健相談員による訪問指導件数も含む。

イ 乳幼児・障がい児等

内 容 子どもが望ましい家庭環境のもと、健やかに成長できるよう支援していくことを目的として、未熟児、新生児および要経過観察児等の訪問指導を実施しています。

実施状況 (単位:人)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問総数	実数	1,091	1,163	1,104	
	延数	1,256	1,277	1,209	
乳児訪問	未熟児 (再 掲)	実数	865	918	864
		延数	926	952	875
	新生児 (未熟児除く.) (再 掲)	実数	66	83	59
		延数	66	86	60
	障がい児 (再 掲)	実数	87	40	79
		延数	100	43	79
	障がい児 (再 掲)	実数	6	4	4
		延数	9	6	5
幼児訪問	実数	225	242	235	
		延数	329	322	329
	障がい児 (再 掲)	実数	25	24	11
		延数	32	30	16
そ の 他	実数	1	3	5	
	延数	1	3	5	

※令和元年度から、助産師等の資格を有する母子保健相談員による訪問指導件数も含む。

ウ 医療機関との連携(母子支援連絡システム事業)

事業開始 平成 19 年度

内 容 療育支援が必要な妊産婦や乳幼児を早期に把握し、養育支援の充実を図るため、協力医療機関から、「母子支援連絡票」により情報提供を受け、保健師の訪問指導結果を協力医療機関に報告しているほか、養育支援が必要な対象者に関する情報交換等のため、定期的に医療機関と「母子支援地域連絡会」を開催しています。

母子支援連絡票受理状況 (単位:件)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数	472	478	442
妊 婦	92	98	94
産 婦	273	259	239
乳 児	99	109	98
幼 児	8	12	11

母子支援地域連絡会開催状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医 療 機 関 数	1	1	1
開 催 回 数 (回)	5	8	11
情 報 交 換 延 件 数 (件)	77	113	165

※新型コロナウイルス感染拡大のため、令和5年度は1回中止

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業開始 平成 20 年度

内 容 生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を、保健師やこんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応しています。

実施状況 (単位:人)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1,084	1,036	946
訪問者数	1,081	1,033	946

令和 6 年度予算額 527 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

4 療養援護

障害者総合支援法, 児童福祉法および母子保健法等に基づき, 疾病による経済的負担の軽減を図る医療給付等の公費負担による給付を行い, 母子の健康保持と児の健全な成長を支援しています。

(1) 育成医療

事業開始 平成 17 年度

内 容 身体に障がいのある児童, また疾患を放置すれば一定の障がいを残すと認められる児童で, 確実な治療効果が期待できるものに, 医療の給付を行います。また, 身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部を支給しています。

医療給付状況 (単位:件)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数	29	24	8
肢体不自由	6	2	2
視覚障害	2	1	0
聴覚・平衡 機能障害	0	2	2
音声・言語・ そしゃく機能 障害	9	13	0
内臓障害	12	6	4

補装具支給状況 (単位:件)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数	0	0	0
下肢装具	0	0	0
体幹装具	0	0	0

令和 6 年度予算額 2,715 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3(国 1/2, 道 1/4)の負担があります。

(2) 小児慢性特定疾病医療費支給事業

事業開始 平成 26 年度(旧制度は平成 17 年度)

内 容 小児慢性特定疾病にかかっている児童等の療養のために要する費用の一部を助成し、家庭の医療費等の負担軽減を図るものです。

医療給付状況 (単位:件)				日常生活用具給付状況 (単位:件)			
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数	167	176	163	総 数	0	0	2
悪 性 新 生 物	22	26	25	品 目	-	-	パルスオキシメーター(2)
慢 性 腎 疾 患	15	13	8				
慢 性 呼 吸 器 疾 患	5	5	5				
慢 性 心 疾 患	15	16	13				
内 分 泌 疾 患	30	32	26				
膠 原 病	10	8	8				
糖 尿 病	22	25	30				
先 天 性 代 謝 異 常	1	4	3				
血 液 疾 患	6	6	5				
免 疫 疾 患	1	1	2				
神 経 ・ 筋 疾 患	14	13	15				
慢 性 消 化 器 疾 患	20	21	17				
染 色 体 ・ 遺 伝 子 変 化 の 症 候 群	3	4	4				
皮 膚 疾 患	0	0	1				
骨 系 統 疾 患	2	1	1				
脈 管 系 疾 患	1	1	0				

令和 6 年度予算額 30,875 千円

費用の負担 医療給付は、負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、日常生活用具給付は、補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

事業開始 平成 26 年度

内 容 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成および自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等およびその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とします。平成 27 年 8 月から、相談支援事業所に委託し、実施しています。

支援状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援計画の作成(実件数)	12	11	12
小児慢性特定疾病児童等相談支援(実件数)	30	24	31
慢性疾病児童等地域支援協議会(回)	1(※)	1(※)	1

※令和3～4年度の協議会は書面開催

令和 6 年度予算額 3,546 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(4) 不妊治療等助成事業

事業開始 令和6年1月
内 容 本市における特定不妊治療費助成事業は、平成 17 年度から随時内容を拡充しながら実施してきましたが、令和4年4月から、有効性・安全性が確認された不妊治療が保険適用となり、それまで国が実施してきた助成事業が終了したことから、本市における助成事業も終了しました。(令和4年度は、経過措置期間として、年度をまたぐ治療を行う方への助成を継続し、令和5年度から助成事業を終了)
その後、子どもを望む患者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、医療保険対象外の先進医療として実施される不妊治療に要した必要の一部を助成する「不妊治療等助成事業」を令和6年1月から実施しています。(治療費(上限5万円)の7/10, 交通費基準額の2/3を助成)

実施状況

年 度			令和5年度
助成件数(人)	治療費	実数	6
		延数	6
	交通費	実数	6
		延数	24

令和 6 年度予算額 7,260 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の道補助があります。

(5) 不育症治療費助成事業

事業開始 平成 29 年度
内 容 不育症の疑いのある方に対し、その原因特定のための検査および治療に対して費用を助成することで、本市における不育症の認知度を高めるとともに、不育症の方々の経済的、精神的な負担の軽減を図っています。(年齢、回数制限なし、1回の助成上限額 10 万円)

実施状況

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数(人)	実数	8	2	15
	延数	8	2	15

令和 6 年度予算額 906 千円

費用の負担 一部の検査について補助基準額の2分の1の国庫補助金があります。

(5) 不妊相談センター事業

事業開始 令和4年度

内 容 不妊や不育症に悩む方々は経済的のみならず、身体的、精神的にも大きな負担や不安を抱えていることから、それらの軽減のために保健師による一般相談や産婦人科医による専門相談を通じて、適切な情報提供や相談支援を実施しています。

年 度		令和4年度	令和5年度
一般相談	電話・メール	22	18
	来所	2	0
専門相談		1	0

令和6年度予算額 134千円

費用の負担 補助基本額の2分の1の国庫補助があります。

(6) 妊産婦健診交通費等助成事業

事業開始 令和3年度

内 容 妊産婦健康診査や出産時に受診することができる医療機関が遠方にある妊産婦の心身や経済的負担の軽減を図るため、交通費や宿泊費の一部を助成しています。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
50km未満	12	14	27
50km以上	0	0	0
宿泊	0	0	0

令和6年度予算 396千円

費用の負担 補助基本額の2分の1の道補助があります。

(7) その他

内 容 その他の公費負担状況は次のとおりです。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未熟児養育医療給付	55	48	53
結核児童療育医療給付	0	0	0
妊娠高血圧症候群療養援護	0	0	0

令和6年度予算額 18,329千円 (未熟児養育医療給付のみ)

費用の負担 負担対象額の4分の3(国1/2, 道1/4)の負担があります。

(妊娠高血圧症候群療養援護を除く)

5 予防接種

(1) 定期予防接種

事業開始 昭和 23 年度
 内 容 予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防し、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に行っています。

実施状況

種 別		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		接種者数(人)	実施率(%)	接種者数(人)	実施率(%)	接種者数(人)	実施率(%)
集団 接種	BCG※1	1,119	91.4	1,205	111.7	949	100.0
個 別 接 種	四種混合(ジフテリア, 百日咳, ポリオ, 破傷風)	4,652	101.5	4,228	97.8	4,184	104.8
	麻しん風しん	2,631	94.7	2,334	93.3	2,257	92.8
	第1期	1,166	95.1	1,051	94.3	1,011	92.4
	第2期	1,465	94.5	1,283	92.4	1,246	93.1
	二種混合(ジフテリア, 破傷風)第2期	1,428	82.0	1,251	73.4	1,297	82.9
	水痘	2,282	82.9	2,061	92.0	2,027	92.6
	ヒブワクチン	4,634	87.4	4,214	92.3	3,912	98.0
	小児用肺炎球菌ワクチン	4,640	87.3	4,204	93.1	3,918	98.1
	子宮頸がん予防ワクチン※2	832	331.5	2,048	20.1	1,710	47.4
	日本脳炎ワクチン	5,868	42.0	7,980	55.7	6,209	69.7
	B型肝炎ワクチン	3,433	96.2	3,157	93.6	2,895	101.7
	ロタ※3	2,979	100.6	2,706	88.7	2,444	90.9

※1 BCGについては令和4年度から個別接種化

※2 子宮頸がん予防ワクチンについては平成25年6月から積極的勧奨を差し控えていたが、令和4年4月から勧奨再開、キャッチアップ接種開始。

※3 令和2年10月から定期接種化

令和6年度予算額 403,399 千円

費用の負担 全額市費負担

6 マザーズ・サポート・ステーション事業

事業開始 平成 27 年度

内 容 子育て世代が抱える妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩み等に保健師等専門職が対応する窓口を設置し相談支援を実施しており、令和 6 年度からは、改正児童福祉法の施行にともない「子ども家庭センター(母子保健機能)に位置づけています。

実施状況 (単位:件)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 計		1,474	1,282	1,188
妊娠届出時 相談支援	計	1,228	1,111	1,015
	来 所	1,073	971	899
	電話・訪問	155	140	116
窓口 相談支援	計	246	171	173
	来 所	41	30	36
	電 話	200	125	128
	メール等	5	16	9

令和 6 年度予算額 3,186 千円

費用の負担 補助基本額の 6 分の 5(国 2/3, 道 1/6)の補助があります。

7 産後ケア事業

事業開始 平成 27 年度

内 容 家族等から十分な家事・育児の支援が受けられず、育児手技等が不安定な産婦等に対し、助産師等が産後の母胎管理や育児指導などを行います。令和 4 年度からは従来の宿泊型に加え、通所型、訪問型を実施しています。

実施状況 (単位:件)

年 度	令和3年度 (宿泊型)	令和4年度			令和5年度		
		宿泊型	通所型	訪問型	宿泊型	通所型	訪問型
計	16	17	63	14	27	67	29
生活保護・非課税世帯	3	0	0	0	0	0	1
課税世帯	13	17	63	14	27	67	28

令和 6 年度予算 4,652 千円

費用の負担 補助基本額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

就学支援

1 奨学金制度

ア 貸与型奨学金

事業開始 昭和 26 年 8 月 20 日

内 容 経済的な理由により修学困難な学生・生徒に奨学金を貸与します。

返 還 貸与が終了した翌年から 15 年以内(貸付総額が 150 万円を超える場合は 20 年以内)の希望する期間内に年賦で返還することとなります。

貸付状況 (単位:人)

区分	月限度額 (円)	令和3年度					令和4年度					令和5年度				
		申請	採用			申請	採用			申請	採用					
			新規	継続	計		新規	継続	計		新規	継続	計			
大学	国公立	30,000	1	1	3	4	0	0	2	2	3	2	1	3		
	私立	40,000	1	1	5	6	0	0	6	6	1	1	4	5		
高専		14,000	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1		
高校	国公立	10,000	0	0	1	1	0	1	0	1	2	2	1	3		
	私立	14,000	2	2	7	9	1	0	6	6	0	0	2	2		
専修	専門	30,000	2	2	0	2	1	1	2	3	0	0	3	3		
	高等	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計			6	6	17	23	2	2	17	19	6	5	12	17		

令和 6 年度予算額 5,474 千円

費用の負担 全額市費負担(奨学基金を活用)

イ 給付型奨学金

事業開始 平成 29 年 4 月 1 日(平成 30 年 5 月支給開始)

内 容 人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により修学困難な大学生(4年制以上)に奨学金を支給します。

支給金額 月額 3 万円, 入学一時金 10 万円

採用状況 (単位:人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請	9	10	8
候補者	8	8	7
支給	新規	6	5
	継続	17	20
	計	25	26

令和 6 年度予算額 10,593 千円

費用の負担 全額市費負担(青少年育成基金を活用)

2 育英金制度

事業開始 昭和44年4月11日
 内 容 優秀な大学生または大学院生に対し、年額24万円の育英金を支給します。
 支給状況 (単位:人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請	9	9	12
支給	新規	2	2
	継続	7	9
	計	9	11

令和6年度予算額 2,400千円

費用の負担 全額市費負担(育英基金を活用)

3 入学準備給付金制度

事業開始 平成27年7月6日
 内 容 子どもの貧困が社会問題化している中、子育て家庭への経済的支援を通じて、子ども・子育て支援を推進するため、中学校に入学または義務教育学校7年生に進級を予定している子どもの保護者に入学準備に係る経費の一部を支給します。

支給状況

区分	令和3年度(令和4年4月入学)		令和4年度(令和5年4月入学)		令和5年度(令和6年4月入学)	
	支給児童数	支給金額	支給児童数	支給金額	支給児童数	支給金額
新小学1年生	188人	5,640千円	110人	3,300千円	-	-
新中学1年生	150人	4,500千円	112人	3,360千円	148人	4,440千円
合計	338人	10,140千円	222人	6,660千円	148人	4,440千円

支給金額 子ども1人につき3万円

令和6年度予算額 3,300千円

費用の負担 全額市費負担

4 中学校卒業生入学準備等給付金制度

事業開始 令和4年7月14日
 内 容 子どもの貧困が社会問題化している中、子育て家庭への経済的支援を通じて子ども・子育て支援を推進するため、中学校または義務教育学校の卒業を予定している子どもの保護者に、入学準備等に係る費用の一部を支給します。

支給金額 子ども1人につき3万円

支給状況

区分	令和4年度 (令和5年3月卒業)	令和5年度 (令和6年3月卒業)
支給児童数(人)	502	526
支給金額(千円)	15,060	15,780

令和6年度予算額 18,330千円

費用の負担 全額市費負担

私学振興

1 私立学校運営助成費補助金

事業開始 昭和 26 年度

内 容 私立学校が果たしている重要な役割に鑑み、父母負担の軽減と教育条件の維持向上を図るとともに、経営の健全性を高め、本市教育の振興に資するため私立学校を設置する学校法人に対する補助金を交付しています。

補助実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)
小学校	1,320	1	1,320	1	1,596	1
中学校	12,840	3	12,840	3	16,338	3
高等学校	92,580	8	89,760	8	120,456	8
短期大学	10,500	2	10,680	2	14,490	2
大 学	11,400	1	10,470	1	14,784	1
合 計	128,640	15	125,070	15	167,664	15

令和 6 年度予算額 167,706 千円

費用の負担 全額市費負担

2 私立専修学校運営助成費補助金

事業開始 平成 17 年度

内 容 私立専修学校が果たしている重要な役割に鑑み、父母負担の軽減と教育条件の維持向上を図るとともに、経営の健全性を高め、本市教育の振興に資するため私立専修学校を設置する学校法人および準学校法人に対する補助金を交付しています。

補助実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)
私立専修学校	16,251	6	16,178	6	21,273	6

令和 6 年度予算額 19,787 千円 (子ども未来部分のみ)

費用の負担 全額市費負担

施設整備

1 私立学校施設整備費補助金

事業開始 昭和 55 年度
 内 容 私立学校の教育施設の整備を図るため校舎・園舎および屋内運動場の新築、増・改築、図書館の増築、体育施設の整備、寄宿舎の建築にかかる経費の一部を補助します。
 補助実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)
私立学校	0	0	0	0	0	0

令和 6 年度予算額 0 千円
 費用の負担 全額市費負担

2 児童福祉施設整備費補助金

事業開始 平成 17 年度
 内 容 社会福祉法人等の助成に関する条例に基づき、社会福祉施設の整備費に要する工事費、備品購入費等の一部を補助します。

補助実績

年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度
事業所	学校法人 北海道キリスト 教学園	学校法人 葵学園	—	—	社会福祉法 人 函館共愛会
施設の名称	(仮称) 認定こども園 函館ちとせ 幼稚園	函館あおい 認定こども園	—	—	亀田 認定こども園
整備区分	改築	感染症対策	—	—	改築
定員	165人	210人			90人

補助金交付決定額 令和 4 年度 336,494 千円
 令和 5 年度 0 千円
 令和 6 年度 274,140 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 2, 16 分の 11 の国庫補助があります。

3 社会福祉施設整備費等補助金

事業開始 平成 7 年度 (社会福祉施設建設費補助金は昭和 43 年度開始, 民間保育所建設費補助金は昭和 50 年度開始)
 内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、福祉医療機構から資金を借入れして、社会福祉施設の整備事業(新設, 老朽改築, 増改築等)を行う場合に、借入金の元金の償還金の一部を補助します。

補助実績

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法人数(件)	9	9	9
施設数(件)	17	17	17
補助金額(千円)	33,689	33,689	33,689

※児童福祉施設分のみ記載
 令和 6 年度予算額 33,689 千円
 費用の負担 全額市費負担

4 放課後児童クラブ施設整備事業費補助金

事業開始 令和3年度

内 容 築年数の古い民家等において開設している放課後児童クラブについて、施設維持補修に要する経費を補助します。

補助実績

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法人数(件)	4	4	2
クラブ数(件)	5	5	2
補助金額(千円)	1,496	1,428	914

令和6年度予算額 1,950千円

費用の負担 全額市費負担

市内の児童福祉施設・幼稚園等の現状

施設区分			施設数	定員	設置主体別				経営主体別				
入所	通所	利用			公立		民立		公営		民営		
					施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
○			助産施設	1	5	1	5	—	—	1	5	—	—
○			乳児院	1	20	—	—	1	20	—	—	1	20
○			母子生活支援施設	2	40	—	—	2	40	—	—	2	40
	○		認定こども園(幼保連携型)	29	3,422	—	—	29	3,422	—	—	29	3,422
	○		認定こども園(幼稚園型)	6	798	—	—	6	798	—	—	6	798
	○		認定こども園(保育所型)	19	1,496	1	60	18	1,436	1	60	18	1,436
	○		認可保育施設	5	310	—	—	5	310	—	—	5	310
	○		幼稚園(上段:新制度移行 下段:確認を受けない 幼稚園)	4	475	1	120	3	355	1	120	3	355
				1	70	1	70	—	—	1	70	—	—
	○		認可外保育施設	11	240	—	—	11	240	—	—	11	240
	○		事業所内保育施設	12	501	1	45	11	456	—	—	12	501
		○	児童館	23	—	23	—	—	—	19	—	4	—
		○	母と子の家	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—
○			児童養護施設	2	100	—	—	2	100	—	—	2	100
○			自立援助ホーム	2	12	—	—	2	12	—	—	2	12
	○		児童発達支援センター	1	30	—	—	1	30	—	—	1	30
		○	児童家庭支援センター	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—
		○	母子・父子福祉センター	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—
		○	生活館	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—
計				123	7,519	31	300	92	7,219	24	255	99	7,264

児童福祉施設・幼稚園等一覧

社福) … 社会福祉法人
 公財) … 公益財団法人
 宗) … 宗教法人
 医療) … 医療法人
 医社) … 医療法人社団
 社医) … 社会医療法人
 学) … 学校法人
 独) … 独立行政法人
 NPO) … 特定非営利活動法人
 株) … 株式会社

(1) 助産施設

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	設置年月日
函館市助産施設	(〒041-8680) 港町1-10-1	大泉 潤	43-2000	市	市	5	H6.4.1

(2) 乳児院

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
さゆり園	(〒040-0054) 元町15-13	中村 勝彦	22-8558	社福) 函館聖パウロ会	社福) 函館聖パウロ会	20	S22.11.5

(3) 母子生活支援施設

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(世帯)	認可年月日
函館市松陰母子ホーム	(〒040-0063) 若松町35-16	片山 貴文	24-1133	社福)函館市 民生事業協会	社福)函館市 民生事業協会	20	S26.4.1
函館高砂母子ホーム	(〒040-0063) 若松町36-25	河村 貴子	23-4020	社福)函館市 民生事業協会	社福)函館市 民生事業協会	20	S29.9.1

(4) 認定こども園(幼保連携型)

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立・設置年月日 認可年月日
認定こども園 国の華幼稚園	(〒040-0015) 梁川町19-17	川村 理恵	51-0738	学)高龍寺学園	学)高龍寺学園	幼 190 保 90	S31.10.1 H19.4.1
函館大谷短期大学附属 認定こども園	(〒041-0852) 鍛冶1-2-3	葛西 真理子	56-1038	学)函館大谷学園	学)函館大谷学園	幼 180 保 30	S40.4.1 H26.4.1
亀田認定こども園	(〒040-0072) 亀田町5-19	藤田 佳代	41-5219	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	幼 15 保 80	S24.2.1 H28.4.1
はまなす認定こども園	(〒040-0033) 千歳町15-5	斉藤 裕美	22-7484	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	幼 15 保 70	S25.7.1 H28.4.1
中央認定こども園	(〒040-0032) 新川町1-5	佐々木 千香子	23-5111	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	幼 15 保 80	S27.4.1 H28.4.1
ゆりかご認定こども園	(〒040-0014) 中島町33-18	正司 陽子	55-8847	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	幼 10 保 40	S44.3.31 H28.4.1
つくし認定こども園	(〒042-0931) 榎本町16-17	武田 知子	59-2366	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	幼 10 保 80	S55.4.1 H28.4.1
駒場認定こども園	(〒042-0935) 駒場町10-22	竹内 沙織	55-0149	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	幼 10 保 50	S56.3.31 H28.4.1
鍛冶さくら認定こども園	(〒041-0852) 鍛冶1-11-21	竹原 貴子	30-6611	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	幼 15 保 90	S21.4.1 H28.4.1
赤川認定こども園	(〒041-0804) 赤川町161-2	天野 洋子	34-3939	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	幼 10 保 100	H24.4.1 H28.4.1
認定こども園 函館大谷幼稚園	(〒040-0013) 千代台町10-10	浅井 睦子	51-1674	学)真宗大谷学園	学)真宗大谷学園	幼 56 保 46	S35.7.1 H28.4.1
認定こども園 花園大谷幼稚園	(〒041-0843) 花園町17-17	中村 享子	54-2640	学)真宗大谷学園	学)真宗大谷学園	幼 120 保 40	S49.4.10 H28.4.1
南かやべ認定こども園	(〒041-1611) 川汲町1601-1	坂本 操	25-6677	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	幼 25 保 70	H28.4.1 H28.4.1
認定こども園 第二太陽の子幼稚園	(〒041-0822) 亀田港町13-5	若松 優美	41-9345	学)太陽学院	学)太陽学院	幼 105 保 60	S52.2.28 H28.10.1
はこだて元町認定こども園	(〒040-0056) 弥生町1-24	岡田 亜希子	22-4847	社副)函館共愛会	社副)函館共愛会	幼 10 保 80	S25.4.1 H28.4.1
うみの星認定こども園	(〒040-0022) 日乃出町27-3	蛭谷 小百美	54-1333	社福)函館カリク 社会福祉協会	社福)函館カリク 社会福祉協会	幼 15 保 60	S48.4.1 R4.4.1
認定こども園 函館ひかり幼稚園	(〒041-0832) 神山3-52-8	寺地 加奈	54-2220	学)木村学園	学)木村学園	幼 120 保 20	S53.12.13 H29.4.1
認定根崎こども園	(〒042-0952) 高松町426-1	柏倉 義	57-4567	社福) 函館国の子寮	社福) 函館国の子寮	幼 15 保 70	S42.7.1 H30.4.1

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立・設置年月日 認可年月日
認定こども園 ききょう幼稚園	(〒041-0824) 西桔梗町218-43	川村 瑞枝	49-0313	学) 桔梗学園	学) 桔梗学園	幼 200 保 90	S54.12.17 H31.4.1
認定こども園 元町白百合幼稚園	(〒040-0054) 元町15-30	須田 光子	23-3551	学) 函館カトリック学園	学) 函館カトリック学園	幼 48 保 27	S36.4.1 H31.4.1
認定こども園 カトリック湯の川幼稚園	(〒042-0935) 駒場町14-10	伊藤 克美	51-3046	学) 函館カトリック学園	学) 函館カトリック学園	幼 44 保 36	S32.4.5 H31.4.1
函館あおい認定こども園	(〒041-0806) 美原2-46-10	和泉 陽子	46-1008	学) 葵学園	学) 葵学園	幼 120 保 75	S54.12.17 H31.4.1
認定こども園龍谷幼稚園	(〒040-0042) 東川町12-24	坂本 るみ	23-0274	学) 函館龍谷学園	学) 函館龍谷学園	幼 42 保 28	S12.4.1 R2.4.1
認定こども園 太陽の子幼稚園	(〒041-0811) 富岡町1-42-12	西村 千秋	41-1929	学) 太陽学院	学) 太陽学院	幼 65 保 40	S41.1.25 R3.4.1
函館花園認定こども園	(〒041-0843) 花園町32-1	塚本 恵	51-7545	社福) 函館杉の子園	社福) 函館杉の子園	幼 15 保 75	S41.1.1 R3.4.1
五稜郭認定こども園	(〒041-0813) 亀田本町8-18	大江 春樹	42-0731	社福) 奉仕会	社福) 奉仕会	幼 10 保 60	S25.9.13 R3.4.1
なかよし認定こども園	(〒041-0812) 昭和3-15-10	豊田 リカ	42-6218	社福) 奉仕会	社福) 奉仕会	幼 10 保 90	S47.4.1 R3.4.1
かぜのこ認定こども園	(〒041-0811) 富岡町2-59-11	尾形 はるみ	42-3004	社福) 奉仕会	社福) 奉仕会	幼 10 保 80	S52.12.27 R3.4.1
認定こども園 函館ちとせ幼稚園	(〒040-0003) 松陰町9-7	濱田 薫	55-4182	学) 北海道 キリスト教学園	学) 北海道 キリスト教学園	幼 90 保 75	S26.4.1 R5.4.1

(5) 認定こども園(幼稚園型)

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立年月日 認定年月日
認定こども園総合施設 函館若葉幼稚園	(〒040-0081) 田家町9-30	鈴木 真由子	42-4471	学) 和順学園	学) 和順学園	幼 150 保 80	S33.8.1 H19.5.11
認定こども園高丘幼稚園	(〒042-0955) 高丘町27-33	櫻井 雅美	57-3621	学) 函館明照学園	学) 函館明照学園	幼 135 保 30	S54.12.7 H27.12.1
認定こども園 函館藤幼稚園	(〒040-0073) 宮前町26-6	佐藤 由規	41-3569	学) 藤天使学園	学) 藤天使学園	幼 105 保 10	S9.10.13 H30.4.1
認定こども園遺愛幼稚園	(〒040-0054) 元町4-1	福島 基輝	22-0419	学) 遺愛学院	学) 遺愛学院	幼 45 保 10	M28.10.1 R2.4.1
認定こども園 遺愛旭岡幼稚園	(〒042-0915) 西旭岡町2-6-1	福島 基輝	50-3308	学) 遺愛学院	学) 遺愛学院	幼 45 保 10	S57.3.26 R2.4.1
認定こども園 亀田ゆたか幼稚園	(〒041-0806) 美原1-28-10	山田 陽子	41-6585	学) 函館佐藤学園	学) 函館佐藤学園	幼 150 保 28	S47.3.2 R5.4.1

(6) 認定こども園(保育所型)

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	設置年月日 認定年月日
認定こども園 函館市つつじ保育園	(〒041-0525) 日ノ浜町172-8	佐藤 小枝子	85-3555	市	市	幼 15 保 45	H22.4.1 H22.4.1
認定こども園 函館市松陰保育園	(〒040-0003) 松陰町30-5	勢田 珠巨	52-2217	社福) 函館市 民生事業協会	社福) 函館市 民生事業協会	幼 15 保 90	S26.4.1 H28.4.1
認定こども園 函館高砂保育園	(〒040-0063) 若高砂35-16	岩崎 裕香	23-5740	社福) 函館市 民生事業協会	社福) 函館市 民生事業協会	幼 15 保 90	S29.11.1 H28.4.1
認定こども園 函館桔梗保育園	(〒041-0808) 桔梗3-1-29	石田 由恵	47-1337	社福) 函館市 民生事業協会	社福) 函館市 民生事業協会	幼 15 保 100	H17.3.31 H28.4.1
認定こども園 杉の子保育園	(〒040-0011) 本町9-23	長谷川 祥子	51-7561	社福) 函館杉の子園	社福) 函館杉の子園	幼 15 保 45	S25.4.1 H28.4.1
認定こども園 函館美原保育園	(〒041-0806) 美原1-29-21	松本 怜	62-2011	社福) 育星園	社福) 育星園	幼 15 保 90	H19.4.1 H28.4.1
いづみ認定こども園	(〒040-0025) 堀川町30-3	松本 啓	51-8736	社福) 育星園	社福) 育星園	幼 15 保 40	S32.3.1 H29.4.1
人見認定こども園	(〒040-0005) 人見町9-3	上井 雅司	52-5707	公財) 鉄道弘済会	公財) 鉄道弘済会	幼 6 保 90	S29.9.1 H29.4.1
認定こども園 函館上湯川保育園	(〒042-0914) 上湯川町10-12	奥山 早苗	57-2619	社福) 貞信福祉会	社福) 貞信福祉会	幼 15 保 70	S47.4.1 H29.4.1
函館三育認定こども園	(〒040-0001) 五稜郭町7-22	小澤 真由美	51-7664	社福) ドルカス福祉会	社福) ドルカス福祉会	幼 15 保 80	S47.4.1 H29.4.1
認定こども園 旭岡保育園	(〒042-0915) 西旭岡1-29-10	柴田 英雄	50-2688	社福) 函館松英会	社福) 函館松英会	幼 15 保 30	S54.12.1 H30.4.1
認定こども園 函館亀田港保育園	(〒041-0822) 亀田港町52-14	石中 愛	41-0365	社福) ろうふく会	社福) ろうふく会	幼 6 保 60	H18.4.1 R4.4.1
認定こども園 函館福ちゃん保育園	(〒041-0841) 日吉町4-13-5	桜井 陽子	52-4151	社福) ろうふく会	社福) ろうふく会	幼 6 保 60	S43.12.28 R4.4.1

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	設置年月日 認定年月日
認定こども園 函館深堀保育園	(〒042-0941) 深堀町27-2	甚野 眞実	33-0033	社福) 貞信福祉会	社福) 貞信福祉会	幼 15 保 80	H23.4.1 H29.4.1
函館大谷短期大学 附属港認定こども園	(〒041-0821) 港町1-25-1	石山 真由美	83-2412	学) 函館大谷学園	学) 函館大谷学園	幼 10 保 50	H25.4.1 H29.4.1
認定こども園 真宗寺保育園	(〒040-0014) 中島町32-13	伴田 昭夫	53-4331	宗)真宗寺	宗)真宗寺	幼 15 保 40	S23.12.1 H30.4.1
認定こども園 つぐみ保育園	(〒041-0852) 鍛冶2-3-9	佐々木 和子	54-6206	社福)つぐみ園	社福)つぐみ園	幼 6 保 70	S51.9.27 H30.4.1
認定こども園 コバト保育園	(〒041-0806) 美原3-31-6	高野 吉孝	46-9923	社福) 函館常光会	社福) 函館常光会	幼 7 保 60	S55.12.26 H30.4.1
認定こども園 函館石川保育園	(〒041-0802) 石川町39-8	松枝 伸子	47-6616	社福) 函館常光会	社福) 函館常光会	幼 15 保 70	H20.4.1 H30.4.1

(7) 認可保育所

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
神山保育園	(〒041-0853) 中道2-45-2	久保 正樹	51-8339	社福)育栄会	社福)育栄会	60	S47.4.1
あすなろ保育園	(〒041-0835) 東山2-18-1	亀井 隆	53-7011	社福)育栄会	社福)育栄会	60	S53.9.27
青い鳥保育園	(〒040-0084) 大川町4-27	藤江 千恵子	43-8161	社福) 函館若葉会	社福) 函館若葉会	90	S52.12.12
おおぞら保育園	(〒042-0914) 上湯川町45-29	大日向 久美子	57-2586	社福) 函館愛育会	社福) 函館愛育会	40	S53.12.13
つくしの子保育園	(〒041-0803) 亀田中野町57-15	高間 奉代	46-8874	社福) 函館つくしっこ会	社福) 函館つくしっこ会	60	H5.1.22

(8) 幼稚園

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立年月日
戸井幼稚園	(〒041-0251) 小安町523-7	渋谷 恵	82-3577	市	市	120	H10.4.1
北海道教育大学 附属函館幼稚園	(〒041-0806) 美原3-48-6	五十嵐 靖夫	46-2237	国立大学法人 北海道教育大学	国立大学法人 北海道教育大学	70	S45.4.1
函館短期大学 付属幼稚園	(〒042-0942) 柏木町7-26	片桐 由博	51-2757	学)野又学園	学)野又学園	75	S41.3.18
函館白百合学園幼稚園	(〒041-0836) 山の手2-6-3	堀内 延子	52-0945	学)白百合学園	学)白百合学園	105	S36.4.1
函館めぐみ幼稚園	(〒041-0801) 桔梗町433-43	山西 道郎	47-1735	学)めぐみ学園	学)めぐみ学園	160	S27.11.8

(9) 認可外保育施設

施設名	所在地	電話	設置	管理・運営	定員(名)	事業開始 年月日
エンゼルハウス	(〒040-0078) 北浜町5-18	45-5110	個人	個人	5	S57.6
ハッピーイングリッシュ ハウス	(〒041-0806) 美原1-29-19-2	070-2005 -6789	合同会社ハッピー イングリッシュハウス	合同会社ハッピー イングリッシュハウス	17	H28.9
企業主導型保育施設 やしの木	(〒041-0806) 美原1-16-2	87-2166	(株)やしの木	(株)やしの木	19	H29.6
やしの夢	(〒041-0852) 鍛冶1-1-16	87-2794	(株)やしの木	(株)やしの木	17	H29.6
ぴっころきっず函館園	(〒041-0811) 富岡町3-6-11	83-5660	(株)プライムラ ンド	(株)プライムランド	81	H31.4
きっずぱーく石川園	(〒041-0802) 石川町461-52	34-3430	(株)グローバル・ コミュニケーションズ	(株)グローバル・ コミュニケーションズ	12	H31.4
きっずぱーく桔梗園	(〒041-0801) 桔梗町379-16	34-2671	(株)グローバル・ コミュニケーションズ	(株)グローバル・ コミュニケーションズ	12	H31.4
キッズラインなつみ	問合わせ先:子どもサービス課(21-3935)		個人	個人	1	R2.5
HEROES International School	(〒041-0812) 昭和2-23-15	86-5927	(株)イー・サポ ート	(株)イー・サポ ート	25	R3.4
ピッコロ子ども倶楽部 石川園	(〒041-0802) 石川町331-3	83-2116	(株)プライムラ ンド	(株)プライムランド	52	R3.9
キッズラインさとう	問合わせ先:子どもサービス課(21-3935)		個人	個人	1	R5.4

(10) 事業所内保育施設

施設名	所在地	電話	設置	管理・運営	定員(名)	事業開始年月日
愛児園(市立函館病院)	(〒041-0821) 港町1-5-10	40-6388	市	(株)プライムツーワン	45	S48.2
たんぼぼの家(函館五稜郭病院)	(〒040-8611) 五稜郭町38-3	51-2295	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	74	S34.11
函館中央病院 保育所	(〒040-0011) 本町31-26	56-1414	社福) 函館厚生院	(株)プライムツーワン	40	S38.8
かめっこ保育園(亀田病院)	(〒041-0812) 昭和1-23-8	40-0811	社医) 文珠会	(株)プライムツーワン	23	H21.5
保育所くゆう(特別養護老人ホーム俱有)	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2257	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	10	H30.6
函館協会キッズくらぶ	(〒042-0935) 駒場町4-6	53-7741	社福) 北海道社会事業協会	(株)日本デイケアセンター	30	R2.4.1
ふじ保育園(函館渡辺病院)	(〒042-8678) 湯川町1-31-1	59-6510	社医) 函館博栄会	社医) 函館博栄会	100	S48.7
函館つくし園(国立病院機構函館病院)	(〒042-0941) 深堀町2-15	83-1301	独) 国立病院機構函館病院	(株)プライムツーワン	50	S49.1
たんぼぼ保育園(共愛会病院)	(〒040-0014) 中島町7-15	55-1144	医療) 徳洲会	医療) 徳洲会	32	H16.5
もえっこクラブはこだて	(〒040-0046) 谷地頭町8-27	26-1234	(株) 萌福社 サービス	(株) 萌福社 サービス	14	H30.8
石川かめっこ保育園(亀田北病院)	(〒041-0802) 石川町552-12	76-4236	社医) 文珠会	(株)プライムツーワン	42	H31.4
なかみち西堀保育園	(〒041-0853) 中道2-36-1	76-6763	社医) 仁生会	(株)プライムツーワン	41	H31.4

(11) 児童館

施設名	所在地	館長	電話	設置	管理・運営	種別	設置年月日
函館市西部児童館	(〒040-0057) 入舟町6-17	工藤 勉	23-1765	市	市	児童センター	H6.10.1
函館市谷地頭児童館	(〒040-0046) 谷地頭町9-5	加賀 好恵	23-4475	市	市	児童館	S46.4.1
函館市東川児童館	(〒040-0042) 東川町11-12	長松 葉子	23-1497	市	市	児童館	S47.4.1
函館市総合福祉センター 函館市児童センター	(〒040-0063) 若松町33-6	山上 一樹	23-7428	市	指定管理者 社福) 函館市社会福祉協議会	大型 児童センター	H6.4.1
函館市大川児童館	(〒040-0084) 大川町9-8	浅川 安公子	41-3618	市	市	児童館	S45.1.7
函館市五稜児童館	(〒040-0082) 白鳥町14-29	佐藤 恵子	42-7095	市	市	児童館	S40.5.3
函館市宮前児童館	(〒040-0073) 宮前町25-15	中根 麻夕子	41-1609	市	市	児童館	S40.12.1
函館市中島児童館	(〒040-0014) 中島町30-8	吉野 恵	56-0475	市	市	児童館	S35.12.1
函館市大森浜児童館	(〒042-0944) 金堀町3-2	田上 明美	55-7881	市	市	児童センター	R2.4.1
函館市深堀児童館	(〒042-0941) 深堀町14-6	石川 嘉明	52-4411	市	市	児童センター	S54.12.15
函館市湯浜児童館	(〒042-0933) 湯浜町14-3	小川 俊哉	51-5472	市	市	児童館	S51.7.1
函館市湯川児童館	(〒042-0932) 湯川町2-13-16	斎藤 恵	57-4578	市	市	児童館	S36.5.13
函館市日吉が丘児童館	(〒041-0841) 日吉町2-34-5	長谷川 秋美	56-0946	市	市	児童館	S44.4.1
函館市上湯川児童館	(〒042-0914) 上湯川町8-1	木村 裕見子	57-2332	市	市	児童センター	S48.4.1
函館市旭岡児童館	(〒042-0915) 西旭岡町2-51-1	遠山 照美	50-5105	市	市	児童センター	H7.4.1
函館市富岡児童館	(〒041-0811) 富岡町1-49-27	菊池 雅子	42-4013	市	指定管理者 学) 野又学園	児童館	S43.1.14
函館市山の手児童館	(〒041-0836) 山の手3-4-7	沢田 紀之	51-4480	市	市	児童センター	H11.4.1

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	種別	設置年月日
函館市鍛冶児童館	(〒041-0852) 鍛冶2-20-5	名越 小夜子	51-1044	市	市	児童センター	S57.4.1
函館市神山児童館	(〒041-0831) 神山町241-70	齊藤 貴明	56-1116	市	指定管理者 学)野又学園	児童センター	H24.4.1
函館市赤川児童館	(〒041-0805) 赤川1-30-35	鈴木 敏文	46-1717	市	市	児童センター	H16.4.1
函館市桔梗福祉交流センター 函館市桔梗児童館	(〒041-0808) 桔梗4-1-18	清本 史子	47-7099	市	市	児童センター	H17.4.1
函館市昭和児童館	(〒041-0812) 昭和2-37-2	小越 康雄	45-9030	市	指定管理者 学)野又学園	児童センター	H3.4.1
函館市亀田港児童館	(〒041-0822) 亀田港町42-16	坂本 有希子	45-0216	市	市	児童センター	H19.4.1

(12) 母と子の家

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
函館市古川母と子の家	(〒041-0262) 古川町7-1	野田 由紀子	58-2601	市	市	S40.11.1

(13) 児童養護施設

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
くるみ学園	(〒041-0803) 亀田中野町38-11	村瀬 優	46-4178	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	40	S23.1.1
函館国の子寮	(〒042-0958) 鈴蘭丘町38-7	柏倉 正	50-3267	社福) 函館国の子寮	社福) 函館国の子寮	60	S28.4.1

(14) 自立援助ホーム

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
ふくろうの家	(〒040-0021) 的場町16-8-2	佐藤 真奈美	54-6844	NPO)青少年の自立を 支える道南の会	NPO)青少年の自立を 支える道南の会	6	H17.10.1
サイド7	(〒041-0836) 山の手3-34-17	沙弥 和広	83-6485	NPO) シゴトシク北海道	NPO) シゴトシク北海道	6	H27.3.15

(15) 児童発達支援センター

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
うみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	檜原 永都子	56-1541	社福) 函館カトリック 社会福祉協会	社福) 函館カトリック 社会福祉協会	30	S50.5.28

(16) 児童家庭支援センター

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
児童家庭支援センター くるみ	(〒041-0803) 亀田中野町38-11	村瀬 優	46-5095	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H14.4.1

(17) 母子・父子福祉センター

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
函館市総合福祉センター 母子・父子福祉センター	(〒040-0063) 若松町33-6	大槻 寅男	27-8047	市	指定管理者 社福) 函館市社会福祉協議会	H 6.4.1

(18) 生活館

施設名	所在地	館長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
函館市根崎生活館	(〒042-0924) 根崎町556-2	鈴木 洋美	57-9014	市	指定管理者 社福) 函館市社会福祉協議会	S41.8.20

子ども未来部の概要 令和6年度(2024年度)版

令和7年1月発行

編集 函館市子ども未来部子ども企画課

函館市東雲町4番13号

発行 函 館 市

この冊子は再生紙を使用しています